

令和6年度(2024年度)

事業報告



社会福祉法人かやの実社



イラスト

吉沢 京子

社会福祉法人かやの実社

令和6年度(2024年度)事業報告

はじめに

国は、「令和6年度の日本経済は、コロナ禍の影響から脱し、企業収益が過去最高を更新し、設備投資も33年ぶりに100兆円を超えるなど、企業部門が堅調さを維持している。日本がこれまで蓄積してきた1.2京円を超える金融資産および実物資産をはじめ多様で豊富なストックの潜在力を活かして、豊かな経済社会、ゆとりある国民生活の実現を図る」としている。(内閣府「令和6年度 年次経済財政報告 はじめに」より)

一方、家計においては、名目賃金の伸びが物価上昇に追いついておらず、個人消費は力強さを欠き、景気の回復とは程遠い。こうした状況の中、円安は歴史的な水準まで進み、これが輸入物価を通じて国内物価を押し上げ、家計の購買力の低下を通じて、消費が更に下押しされている。また、中小企業等にとっては、価格転嫁を行えず、原材料コストの上昇を通じて収益が圧迫されている。春季労使交渉において33年ぶりの賃上げ水準が実現するなど、持続的な賃上げと活発な投資がけん引する成長型経済に移行できるか、日本経済は今まさに、その正念場にある。一方、サービスの物価については、人件費の高い分野で、物価上昇率の高まりがみられ、日本経済の最大の構造問題の一つである人手不足対応として強化している賃上げや省力化推進、および人材の育成・確保が重要である。

長びくウクライナ紛争による世界的物流の停滞、トランプ大統領の関税政策などにより物不足と物価高が一段と進み、少子化も進み、全国的に保育園の児童定員割れがおき、従来、待機児童対策が課題となっていた大都市部でも定員割れ対策が喫緊の課題となった。低年齢児の定員割れは保育園経営に大きく影響するため、今後の検討課題として、かやの実、さくら両園の定員変更(削減)が今後の大きな問題となる。

その中で、石破総理は、①今の子育て世帯に続く若者が増えるような子育て支援に全力を挙げる、②こども未来戦略を着実に実施するとともに、働き方改革を強力に推し進める、③少子化の原因を分析し、子育て世帯に寄り添った適切な対策を実施するとしている。

一方、羽村市では、近年、障害児補助金の支給方法の公平化を図った。また、入所児童の定員割れ補助金の支給を決めた。今後も、市と保育園協議会との協議で改善を促したい。

かやの実社では、保育事業の維持継続のため、職員のスキルアップ、処遇改善を進める。施設整備では、メンテナンス中心に保育の実情に合わせた改善を図る。また、諸規定や業務マニュアルの整備等のソフト面の改善を図る。職員処遇では給与面の諸問題、高学歴者や多職種有資格者の給与逆格差が放置されているので改善に向けた検討、多種資格保有者の処遇の検討を進める。また、労働条件の改善として、現状では実態としてほぼ週休二日制が実施されているが、今後、完全週休二日制の実施の可能性を研究する。

Ⅰ．保育をとりまく状況

Ⅰ．国の状況

異次元の少子化対策から地方によって異なる少子化をめぐる状況にも目を向け、若者・女性に選ばれる地方、多様性のある地域分散型社会づくりへ（こども家庭庁）

(1) こども家庭庁に関連する予算

① 予算は 1 割増額

2023 年 4 月に発足したこども家庭庁は、一般会計で 4 兆 1457 億円、特別会計も含めて 5 兆 2832 億円を計上した。

発足初年度となった 2023 度の当初予算と比べると 4728 億円、およそ 1 割の増額となった。こども家庭庁は、これにより、政府の「こども未来戦略」で今後 3 年間の集中的な取り組みとして「加速化プラン」に掲げたおよそ 3 兆 6000 億円規模の対策のうち 3 割程度を実現できるとしている。

② 児童手当の拡充

こども家庭庁は児童手当の抜本的な拡充に向けて 1 兆 5246 億円を計上しました。具体的には、令和 6 年 12 月に支給される分から所得制限を撤廃するとともに、今は中学生までとなっている支給対象を 18 歳まで広げます。

さらに、3 人以上の子どもを扶養する世帯への「多子加算」については、第 3 子以降を月額 3 万円に増やすとともに第 1 子が 22 歳に達する年の年度末まで増額措置を継続することとします。

③ 保育士の配置基準改善など

また、4・5 歳児の保育士の配置基準の改善や保育士などの処遇改善のため 1 兆 6617 億円を計上しました。

保育の質を向上させるため、4・5 歳児の保育士の配置基準を、来年度から「子ども 30 人に 1 人」から「25 人に 1 人」に見直します。

④ 児童扶養手当の要件緩和

さらに、ひとり親世帯を対象にした児童扶養手当については 1493 億円を計上しました。
令和 7 年 1 月に支給される分から要件を緩和し、満額を受け取れる年収の上限を 160 万円未満から 190 万円未満に、所得に応じて減額しての支給が受けられる年収の上限を 365 万円未満から 385 万円未満に、それぞれ引き上げます。

⑤ 新たな国債を発行

こども家庭庁は、少子化対策の強化に必要な財源の不足分を賄うため、2024 年度から新たな国債「こども・子育て支援特例公債」を発行します。

少子化対策の財源確保に向けては、医療保険を通じて国民や企業から集める「支援金制度」を 2028 年度までに構築することにしていて、新たな国債は、この制度による収入が満額になるまでの暫定的な措置だとしています。

2024 年度の発行額は 2219 億円で、児童手当を拡充するための財源に充てられます。

⑥ 子育て政策強化に向け地方の財源確保

こども・子育て政策の強化に向けて総務省は、地方自治体に関連する事業を実施するための財源として、あわせて 3500 億円を計上しました。

児童手当の拡充や保育士の配置基準の見直しなどに伴う地方の負担増加分に加え、地方が独自に実施する事業にかかる費用についても、新たに「こども・子育て支援事業債」を創設するなどして、財源を確保するとしています。

⑦ 仕事と育児の両立に向けた環境整備

厚生労働省は働きながら子育てをする環境整備を図るため、中小企業で▽男性従業員が育児休業を取得した場合や▽育児休業中の人や短時間勤務で働く人の業務を代替した従業員に支給する手当てに対する助成金などの予算として、2023 年度よりも 81 億円多い、181 億円を盛り込みました。

⑧ 自治体の子育て支援策を後押し

厚生労働省は、子どもの医療費を独自に助成している自治体に対して、国民健康保険の補助金を減らす措置を、2024 年度から廃止する方針を決め、必要な予算として 39 億円を計上しました。

少子化対策を強化するための「こども未来戦略」に廃止の方針が盛り込まれたことによるもので、減額をやめることで、自治体による子育て支援を後押ししたい考えです。

令和6年度こども家庭庁行政事業レビュー外部有識者会合

令和6年5月9日

資料1

こども家庭庁行政事業レビュー 推進チーム事務局

令和6年度こども家庭庁行政事業レビュー

公開プロセス対象事業の選定について

令和6年度の行政事業レビュー公開プロセスの対象事業の選定にあたっては、行政事業レビュー実施要領（令和6年4月22日行政改革推進会議改正）において、「チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。」と

されています。

れています。

今般、公開プロセス対象候補5事業を外部有識者の皆様に提示し、事業の絞り込みを行い、公開プロセス対象3事業を選定することとします。

【選定理由】

・地域少子化対策強化事業

婚姻数の減少が続く中、本事業は事業規模が近年増加しており、適切なアウトカムが設定されているか等の点検を通じて、政策効果を高める必要があることから選定。

・地域子ども・子育て支援に係る経費のうち、アクティビティ⑭⑮（子育て世帯訪問支援事業を実施する市町村への補助、児童育成支援拠点事業を実施する市町村への補助）

令和4年改正児童福祉法の施行に伴い、令和6年度から新たに創設される事業であり、適切なアウトカムが設定されているか等について、点検する必要性が特に高いことから選定。

・母子家庭等対策総合支援事業のうち、アクティビティ①②（ひとり親家庭の親の就業相談に応じる等を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定、母子家庭父子家庭の親の就業を容易にするために、必要な資格取得促進のための給付金支給）

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、「こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進」は「こども・子育て支援加速化プラン」（今後3年間に於いて集中的に取り組む具体的な施策）として位置付けられており、当庁における重要施策として、点検する必要性が特に高いことから選定。

※選定基準（「行政事業レビュー実施要領（令和6年4月22日改正）」）

【行政事業レビュー実施要領 第2部3（1）①】

ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの
イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

エ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

オ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

【行政事業レビュー実施要領 第2部3（1）②】

公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場

で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

【行政事業レビュー実施要領 第2部3（1）③】

原則、事業単位で1億円以上のものとする。

以上

こども家庭庁行政事業レビュー外部有識者
（五十音順・敬称略）

【こども家庭庁外部有識者】

永井 隆光 山下柘二村法律事務所 弁護士

西尾 真治 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 コンセンサス・デザイン室長

古川 美和子 辻本郷税理士法人 公益法人部 税理士

【内閣官房行政改革推進本部事務局外部有識者】

伊藤 由希子 津田塾大学総合政策学部教授

亀井 善太郎 P H P 総研主席研究員，立教大学大学院社会デザイン研究科
特任教授

川澤 良子 Social Policy Lab 株式会社 代表取締役

令和6年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス事業の選定結果

公開プロセス対象候補事業リスト及び選定結果表

公開プロセス対象事業 選定結果	事業名	令和5年度予算額・執行額 (単位: 百万円)	選定理由 (※)	事業概要	想定される論点
◎	地域少子化対策強化事業	10,047	ア、イ	- 結婚、子育てに関する地方公共団体の取組を支援するとともに、地方公共団体が行う伴走型結婚支援や、こどもとの触れ合い体験などの結婚・子育てに温かい社会づくり・機運の醸成を図る取組等を重点的に支援するため、結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が行う結婚新生活支援事業を支援する - 近年の核家族化・地域つながりの希薄化による不安・負担解消のため、妊産婦等に心身ケア、育児サポート等のきめ細かい支援を行う体制整備等 - 産後初期段階における母子に対する支援強化、産後鬱の予防等を図る - 低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成等 - 子育て世帯訪問支援事業を実施する市町村への補助 - 児童育成支援拠点事業を実施する市町村への補助	- アウトカム指標の設定は適切か。 - 事業の成果を高めるため、どのような取組が必要か。
◎	母子保健医療対策総合支援事業のうち、アクティビティ①③⑦	16,124の内数	ア、イ		- アウトカム指標の設定は適切か。 - 事業の成果を高めるため、どのような取組が必要か。
◎	地域子ども・子育て支援に必要な経費のうち、アクティビティ⑩⑮	216,453の内数	ア、イ	- 子育て世帯訪問支援事業を実施する市町村への補助 - 児童育成支援拠点事業を実施する市町村への補助	- アウトカム指標の設定は適切か。 - 事業の成果を高めるため、どのような取組が必要か。
	地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進	213	ア	いじめの相談から解決まで取り組む手法等開発するモデル事業に取り組む自治体に対し、体制整備等に係る経費を委託等	- アウトカム指標の設定は適切か。 - 事業の成果を高めるため、どのような取組が必要か。
◎	母子家庭等対策総合支援事業のうち、アクティビティ①②	16,656の内数	ア、イ	- ひとり親家庭の親の就業相談に応じる等を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定 - 母子家庭父子家庭の親の就業を容易にするために、必要な資格取得促進のための給付金支給	- アウトカム指標の設定は適切か。 - 事業の成果を高めるため、どのような取組が必要か。

参考資料

拡大するデジタル赤字

「デジタル赤字」とは

日本の「デジタル赤字」への注目度が高まっています。

近年、国境を越えた取引のうちサービス（サービス貿易）の重要性が増しています。例えば、海外旅行はサービス貿易の一種です。いわゆる「インバウンド」は、海外から来日した観光客に対して飲食や宿泊といったサービスを提供することです。日本が海外からお金を受取る形となり、サービスの輸出に該当します。したがって、インバウンドの増加はサービス貿易の黒字に貢献することになります。

本稿のテーマであるデジタル赤字も、国境を越えたサービス取引の一種であり、デジタルに関連して発生した赤字のことを指します。具体的にはコンピュータサービス（ゲームのサブスクリプション、クラウドサービス、ウェブ会議システム利用料等）、著作権等利用料（動画などのコンテンツ配信関連等）、専門・経営コンサルティングサービス（インターネット広告スペース利用料等）が挙げられます（※）。日本では、これらのサービスについては、海外からの購入（輸入）が多く、赤字が拡大している分野です。例えば、普段の仕事で使うパソコンの基本ソフト（OS）や文章作成、表計算、電子メールなどのソフトウェアやアプリは海外製品が普及しており、これらのサービスを利用することで、海外への支払が発生します。企業のIT化などで利用されるクラウドサービスも海外企業が提供するサービスの存在感が大きくなっています。GAFA（グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル）やマイクロソフトは、国境を越えてサービスを提供する海外企業の代表例と言えます。日本の個人や企業は、これらの海外企業が提供するサービスを購入し、利用料などを支払っています。

コロナ禍をきっかけに、ヒトの動きが制限されるなかで普及した、物理的な接触を限定できるデジタル関連のサービスもあります。ウェブ会議システムはその代表例と言えるでしょう。

「デジタル赤字」の規模感

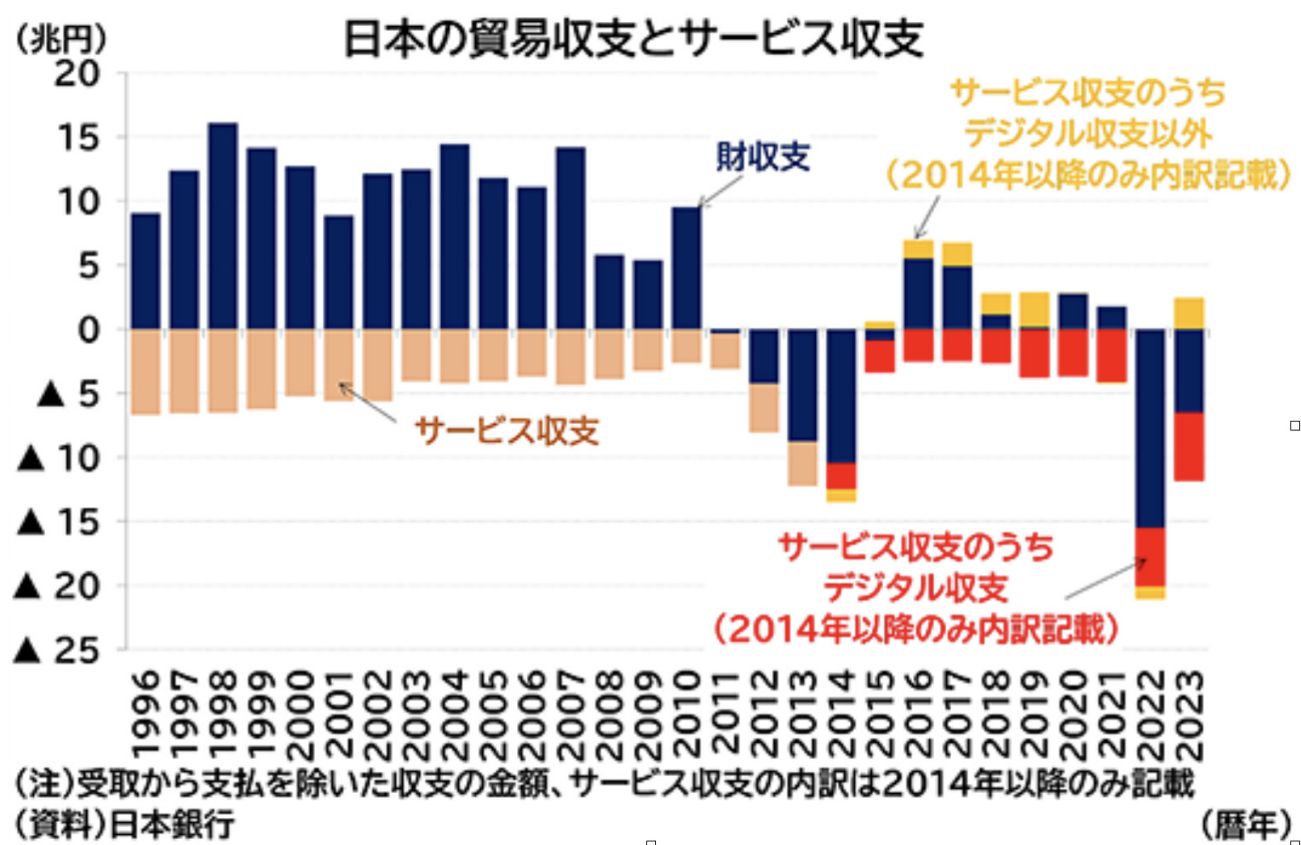
日本のデジタル赤字はどの程度の規模なのでしょうか。

デジタル貿易を含むサービス貿易の取引規模は日本銀行が集計する「国際収支統計」で確認することができます（図表、ただし前述のデジタル貿易が把握できるのは2014年以降で、それまではデジタル貿易を含むサービス貿易全体のみ記載しています）。

日本の2023年のデジタル貿易は受取額が3.6兆円、支払額が8.9兆円で、差引き5.3兆円の赤字でした。同じ年のモノの貿易（財貿易）は輸出が100.4兆円、輸入が106.9兆円

で6.5兆円の赤字ですので、取引額を輸出（受取）と輸入（支払）のそれぞれで見ると圧倒的にモノの貿易の方が大きいですが、デジタル貿易の赤字額は財貿易の赤字額に匹敵する規模となっています。

時系列で見ると、デジタル赤字の規模は、統計でデジタル貿易を捕捉できるようになった2014年には約2兆円の赤字でしたが、この10年で大きく赤字幅を拡大しました。日本は、他国と比較してもデジタル赤字の規模が大きく、この領域の競争力は相対的に低い、と言えます。



「デジタル赤字」の影響や課題

デジタル貿易で赤字であることは、必ずしも悪いことではありませんが、サービスを含めた貿易赤字の拡大は、海外からの受取額よりも海外への支払額が大きくなっていることを意味します。これは、円安要因となり得ます。円安になると海外から輸入する財やサービスの円建て価格がさらに上がることになります。日本では2022年頃から物価高が目立っていますが、円安が進行すると物価高に拍車をかける可能性があります。

財貿易とデジタルを含めたサービス貿易全体を見ると、サービス貿易は昔から一貫して赤字でしたが、2010年頃までは財貿易が黒字を計上しており、財・サービス貿易全体では黒字となっていました（図表）。日本製の自動車や電気機械など、競争力の高い製品の輸出が好調だったことなどが背景にあります。しかし財貿易でも電気機械など競争力が低下

する分野が目立つようになり、また、海外で直接生産をする企業も増えたことから、特にリーマンショックや東日本大震災以降の輸出額は減少しています。加えて、原油などのエネルギー関連の輸入が増えています。自動車や前述のインバウンドなど、依然として輸出額が大きい分野もありますが、日本全体で見ると海外製のモノやサービスを買う方が多く、日本の稼ぐ力が低下してきたと言えます。

デジタル化の進展により、今後も企業の IT 投資や家庭におけるデジタルサービスの活用が進むと見られます。グローバルに活躍する海外企業からのデジタルサービスの購入がますます増えることが想定されます。日本のデジタルサービスの競争力が上がるのが理想ですが、日本は英語が母国語でないなど、グローバルサービスを展開するうえでは一定の壁があり、デジタル貿易の黒字を速やかに増やすことは難しいかもしれません。

一方で、デジタル貿易分野の競争力が低くても、これら海外のサービスを利用した IT 投資などにより、既存の日本企業の生産性を向上させることで、デジタル以外の分野での競争力を維持・向上できる可能性があります。例えば、インバウンド分野（飲食、宿泊、娯楽等）では、スマートフォンを用いた情報発信、集客・予約、決済などの観光客の利便性向上策を講じています。より一般に人手不足解消のために IT を用いた省力化を実現することも生産性・競争力向上策と言えます。日本全体の稼ぐ力の観点からは、海外のデジタルサービスを使って、日本がどのように競争力を高めていけるのか、という点が重要と言えるでしょう。

（参考文献）

（※）：この分類は次の日本銀行から公表されたレポートを参考にしています。松瀬滯奈，齋藤誠，森下謙太郎（2023）「国際収支統計からみたサービス取引のグローバル化」『日銀レビュー』2023 年 8 月（ニッセイ基礎研究所 高山 武士）

2 東京都の状況

(1) 「東京都の少子化対策の現在」を公表

①幼児教育・保育の無償化について

令和元年 10 月 1 日から、3 歳から 5 歳までの幼稚園、認可保育所、認定こども園等を利用する子供たちの利用料が無償化されます。

また、0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、認可保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

○幼稚園、認可保育所、認定こども園等を利用する 3 歳から 5 歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。

・幼稚園については、月額上限 2.57 万円です。

・無償化の期間は、満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校入学前までの 3 年間です。

※幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満 3 歳から無償化します。

・子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や区市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、お住まいの区市町村にご確認ください。

○0 歳から 2 歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

○幼稚園、認可保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。

※地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

○無償化の対象となるためには、お住まいの区市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件がありますので、お住まいの区市町村にご確認ください。

○幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

○無償化の対象となるためには、お住まいの区市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※認可保育所，認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

※「保育の必要性の認定」の要件については，就労等の要件がありますので，詳しくはお住まいの区市町村にご確認ください。

○3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで，0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

○認可外保育施設に加え，一時預かり事業，病児保育事業，ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。

※認可外保育施設とは，東京都認証保育所，家庭的保育事業（都制度），ベビーホテル，事業所内保育施設，院内保育施設，ベビーシッター等を指します。

※無償化の対象となる認可外保育施設は，都に届出を行い，国が定める基準を満たすことが必要ですが，現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため，5年間の猶予期間を設けています。5年間の猶予期間中，対象施設の範囲が区市町村によって異なる場合があります。お住まいの区市町村にご確認ください。

その他

○就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても，3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

○都独自の取組として，認可保育所等を利用する多子世帯に対し，第2子以降の保育料の負担軽減を図る区市町村を支援しています。

(2) 東京都の少子化の現状（再掲）

2023 年 1 月、東京都は「東京都の少子化対策の現在」（以下、都の少子化対策）を公表した。対策は総合的かつ継続的な内容となっているが、特に 18 歳以下の子どもに対して所得制限なく 1 人当たり月額 5,000 円を給付するといった大胆な施策もあり、大きな話題を呼んでいる。

少子化といっても、東京都は決して子どもが少ないわけではない。総務省統計によると、2020 年 10 月 1 日時点における「0～4 歳」の子どもの数は、全国で 4,541 千人であり、そのうち東京都は 522 千人でトップとなっている。「0～4 歳」の人口の都道府県ランキングおよび全体に占める割合を示すと、以下の通りである。

「0～4 歳」の人口と割合

1 位 東京都	522 千人 11.5%
2 位 神奈川県	331 千人 7.3%
3 位 大阪府	318 千人 7.0%
4 位 愛知県	302 千人 6.7%
5 位 埼玉県	264 千人 5.8%
全国	4,541 千人 100.0%

出典：政府統計の窓口

「2020 年都道府県，年齢（5 歳階級），男女別人口－総人口，日本人人口（2020 年 10 月 1 日現在）」

東京都は人口が最も多いため当然の結果とも思われるが、全国の「0～4 歳」の人口の 1 割以上は東京都が占めている。東京都は子どもが少ないというわけではなく、数としては全国で最も多い都道府県となっている。日本の「0～4 歳」の子どもの 10 人に 1 人以上が「東京都生まれ」と捉えれば、決して少なくはないと捉えられる。

一方で、合計特殊出生率に関しては、東京都は全国で最下位となっている。合計特殊出生率は、2021 年の全国平均が 1.30 であるが、東京都は最低の 1.08 という状況だ。

出生率とは、簡単にいうと 1 人の女性が一生の間に何人子どもを産むかの数を平均したものである。出生率は 2.1 程度ないと人口は維持できないとされている。東京都の出生率は 2.1 を大きく下回っているため、他県から流入してくる社会増を考慮外とすれば東京都出身者の人口は減っていくことが見込まれる。東京都は子どもの数が最も多い都道府県であると同時に、出生率が最も低い都道府県となっている。

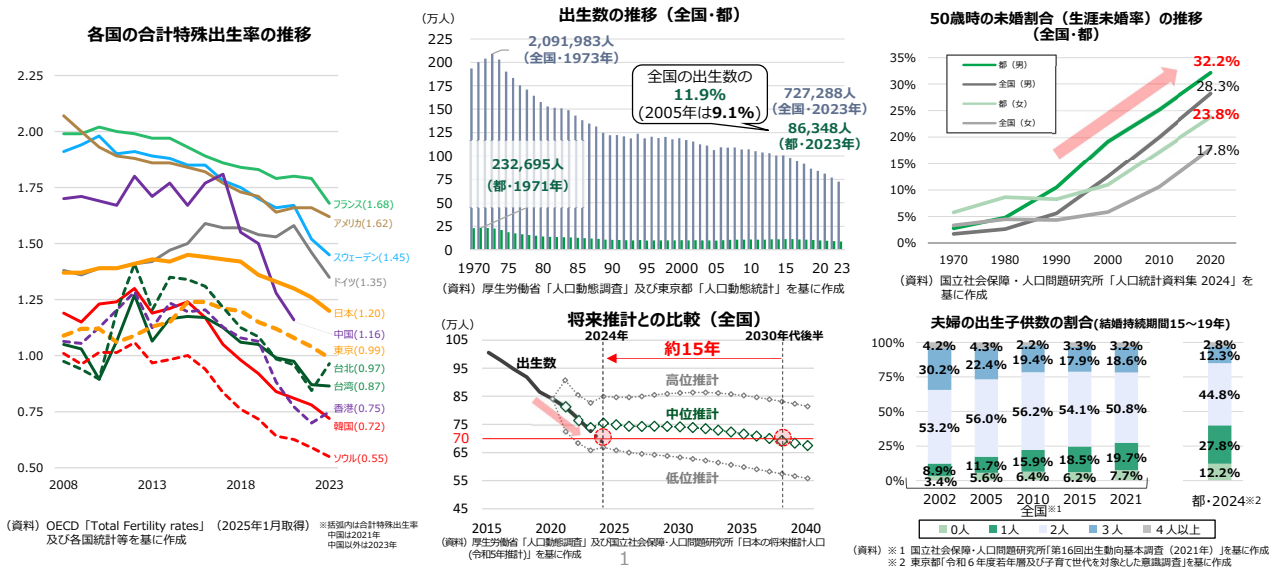
※：2025 年度事業計画に掲載できなかったため

東京都の少子化対策 2025（概要版）

- 少子化は、社会の存立基盤を揺るがす国家的な課題であり、国が戦略的に取り組むべきものである
都は一刻の猶予もないとの認識の下、幅広い対策にスピード感を持って取り組んでいる
- 「東京都の少子化対策 2025」は、都が総力を挙げて取り組む令和7年度の少子化対策の全体像を整理したアクションプランである
多様な価値観や考え方を尊重しながら、都民一人ひとりの思いに寄り添い、都民の皆様から共感の得られる施策を幅広く展開することで、
「結婚したい」、「子供を持ちたい」と望む人を強力に後押ししていく

少子化の現状

- ▶ 近年は新型コロナウイルスの流行に伴う行動制限等により、国によって時間差があるものの、全世界的に少子化が進行
- ▶ 2024年の全国の出生数は、2020年の国勢調査を出発点とする国の将来推計の中心推計より約15年前倒して70万人を下回る見通し
- ▶ 生涯未婚割合は、全国・都ともに、1990年以降大幅に上昇。子供が1人以下の夫婦の割合が増加し、2人以上の割合が低下

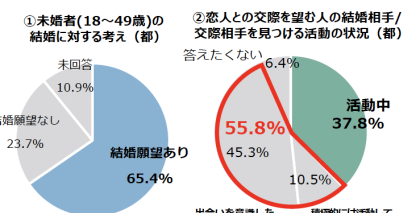


分野ごとの分析

出会い・結婚

都の未婚者の半数以上が“婚活”等を行っていない

- ▶ 都の未婚者の65.4%が結婚願望ありと回答
- ▶ 恋人との交際を望む人の55.8%が積極的に活動を行っていない



（資料）東京都「令和6年度若年層及び子育て世代を対象とした意識調査」を基に作成

妊娠・出産

妊娠・出産に当たっては様々な不安がある

- ▶ 出産費用の軽減や産後ケアの充実、不妊・不育症の検査・治療等、経済面から身体面・精神面まで幅広い支援が求められている

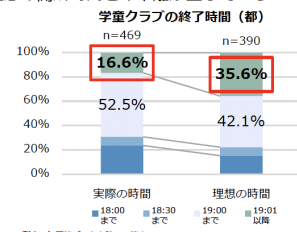
望む人が結婚・妊娠・出産・子育てしやすい社会の実現のために有効だと思う取組（都）	
金銭給付など、子育て世帯に対する手当・補助金の拡充	39.4%
出産費用の軽減や産後ケアの充実など、出産等の負担軽減	39.1%
賃上げや正社員への転換支援など、安定した収入の実現	33.1%
不妊・不育症の検査・治療に関する支援	30.8%
保育所の整備や一時預かりなど、保育サービスの充実	30.5%

（資料）東京都「令和6年度若年層及び子育て世代を対象とした意識調査」を基に作成

子育て期の支援

学童クラブのニーズが高まり、利便性向上が求められる

- ▶ 学童クラブの整備が進み、登録児童数が増加しているが、待機児童数も発生（2024年時点3,731人）
- ▶ 学童クラブは19時以降開所しているところが少なく、理想の開所時間との乖離が生じている



（資料）東京都「令和6年度若年層及び子育て世代を対象とした意識調査」を基に作成

教育・住宅

子育てにおける住環境や教育の課題は様々

- ▶ 住居費や教育費の負担が大きいのと感じる人が多い

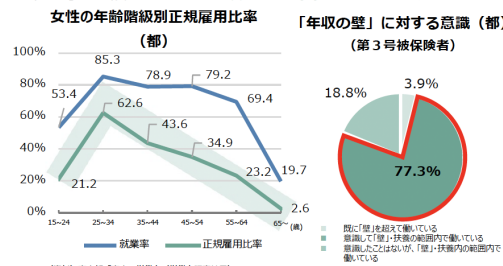
子育てをする上で、住環境・教育での課題（都）	
住宅に係る家賃や購入費が高い	49.2%
塾や予備校に費用がかかる	31.3%
高等教育（大学等）に費用がかかる	28.4%
私立中学校・高等学校等に費用がかかる	27.6%
習い事（塾・予備校以外）に費用がかかる	26.9%
親や親族のサポートが得づらい	22.6%
公園など、子供が遊べる場所が近くにない	22.1%
通勤時間が長い	19.7%
公立小学校・中学校等における教育の充実	18.1%

（資料）東京都「令和6年度若年層及び子育て世代を対象とした意識調査」を基に作成

就労環境・職場環境

育児と仕事を両立できる環境の整備が必要

- ▶ 女性の就業率「M字カーブ」はおおむね解消したが、正規雇用比率は20代後半をピークに右肩下がりの「L字カーブ」の傾向
- ▶ 第3号被保険者の4分の3以上が「年収の壁」を意識している

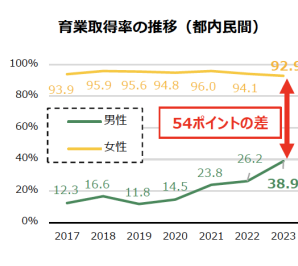


（資料）東京都「令和6年度若年層及び子育て世代を対象とした意識調査」を基に作成

社会気運・環境整備

“育業”を応援する社会づくりが重要

- ▶ 男性の育業取得率は上昇傾向にあるが、まだ女性との差がある



（資料）東京都「令和6年度若年層及び子育て世代を対象とした意識調査」を基に作成

➤ 少子化の要因は「婚姻数の減少」と「夫婦が持つ子供の数の減少」に大別され、その背景には社会経済状況やニーズや価値観の変容等、社会のファンダメンタルズに起因する様々な要素が複合的に絡み合っている



	出会い・結婚	妊娠・出産	乳幼児期	学齢期以降	18歳以降
	ライフステージをシームレスにサポートし、「子育てしやすい東京」を実現	子育て費用支援等 (拡) とうきょうママパパ応援事業 & 東京都出産・子育て応援事業 第1子まで対象拡大 018サポート ・018サポート（所得制限なく0-18歳の子供たちに一人当たり月額5千円を支給） (拡) こどもDXの推進（プッシュ型子育てサービス・母子保健オンラインサービス・保活ワンストップ・給付金手続の利便性UP）	0歳から18歳まで、切れ目のない経済的支援 (拡) 保育料等の無償化 (拡) 学校給食費の負担軽減 - 高校等授業料の実質無償化 - 私立中学校等授業料の助成	都立大学等の授業料実質無償化	
出会い・結婚への支援	(拡) 結婚支援マッチング事業 TOKYO♡縁結び (拡) 婚活・結婚関連団体との連携 (拡) 結婚情報の発信	妊娠・出産支援等 (拡) 卵子凍結への支援 ・不妊治療費助成 新 東京都無痛分娩費用助成等事業	保育・教育の充実 新 東京都病児保育推進事業 ・施設型及び体調不良児対応型等に対する支援 ・ベビースITTERを利用した病児保育に係る検証事業	新 東京都認証学童クラブ事業 新 朝の子供の居場所づくり 新 学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業	
住宅	(拡) 東京こどもすくすく住宅の供給促進		新 民間活力を活用し、子育て世帯等が住みやすいアフォーダブル住宅を供給		
就労・職場環境整備	新 企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業 新 「手取り時間」創出・エンゲージメント向上推進事業		新 女性管理職比率・男女間賃金格差改善促進事業 新 若者世代職場定着促進事業		
社会気運・環境整備	(拡) こどもスマイルムーブメント（育業の推進）	育業	新 若年層への戦略的な情報発信		

アクション2025（主な新規拡充事業）

子育て期の支援

拡

保育料等の無償化

- 少子化対策は一刻の猶予もないことから、国が実施するまでの間、第1子の保育料等を無償化
- 都内全ての家庭における子供の保育料等無償化を実現（所得制限なし）

【対象】認可保育所、認証保育所、私立幼稚園 等



<認可保育所のイメージ：現行>

	第1子	第2子		第3子以降	
	—	第1子 就学前	第1子 小学生以上	第1子 就学前	第1子 小学生以上
国制度	全額保護者 負担	保護者負担 1/2	全額保護者 負担	無償化	保護者負担 1/2
都制度	全額保護者 負担	無償化			

※ 3歳児から5歳児等は、国制度により無償化（令和元年10月1日～）

<令和7年9月以降>

	第1子	第2子		第3子以降	
	—	第1子 就学前	第1子 小学生以上	第1子 就学前	第1子 小学生以上
国制度	全額保護者 負担	保護者負担 1/2	全額保護者 負担	無償化	保護者負担 1/2
都制度	無償化	無償化			

第1子の保育料等無償化により

0歳から18歳まで、切れ目のない経済的支援

～ 東京都の子育て・教育費負担軽減の取組 ～

保育所・幼稚園等（0-5歳）

- 0-2歳の第1子保育料等無償化により、都内全ての子供の保育料等を無償化 ※R7.9月～(予定)

小学校・中学校（6-15歳）

- 義務教育課程は公立学校の授業料無償
- 都内全ての公立学校は学校給食費も無償 ※R7.1月～

* 私立中学校に通う方は所得制限なしの授業料補助制度あり

高校等（16-18歳）

- 都立も私立も所得制限なしで授業料を実質無償化 ※R6年度～

R6年度から都立大学等の授業料も実質無償化



5

アクション2025（主な新規拡充事業）



出会い・結婚

拡

結婚支援マッチング事業

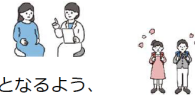
- 民間事業者の専門的な知見やノウハウ等も生かし結婚を希望する方が一歩を踏み出せるよう後押し

妊娠・出産

新

東京都無痛分娩費用助成等事業

- 無痛分娩を希望する女性が安心して出産できる環境を整備



子育て期の支援

新

東京都認証学童クラブ事業

- 利用者(保護者や子供)がニーズに応じて様々な選択や利用が可能となるよう、都独自の国を上回る運営基準を満たす学童クラブを認証し、運営費等の経費を補助

教育・住宅

新

アフォードブル住宅の供給

- 住宅の価格や家賃が上昇する中、民間活力を活用し、子育て世帯等が住みやすいアフォードブル住宅の供給を推進



就労環境・職場環境

新

企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業

- 企業の人事担当者・従業員等に対していわゆる「年収の壁」の正しい理解の促進、状況に応じたきめ細かなサポートを行うほか、手当等の制度の見直しを行った都内中小企業に対し奨励金を支給



社会気運・環境整備

拡

育業の推進

- 育児休業は「休み」ではなく「大切な仕事」と考えるマインドチェンジに向けて愛称「育業」を活用し、望む人誰もが「育業」できる社会の気運醸成の取組を推進



不断に取組をバージョンアップ

- 対策の実効性を高めるため、ニーズや課題を継続的に把握・分析し施策に反映することや、統計的手法等を活用し長期的な視点に立つて政策効果を検証することで、幅広い対策の充実につなげていく

① 継続的な要因分析

- 若年層や子育て世代を対象とした調査
⇒ 生活実態や結婚・出産・子育てに関する意識を把握
- データ分析 ⇒ 少子化の現状や要因を多面的に分析
- 海外調査 ⇒ 様々な国や都市における少子化の取組を調査 等

② 長期的な視点に立った効果検証

- 定量・定性の双方から検証
- 統計的手法等による分析
- 総合的な影響度を算定

✓ 運用しながら改善を重ねていく

有識者等との連携

「少子化分析・検証フェロー」をはじめとした幅広い分野の有識者、都内大学、民間シンクタンク など

6

コラム - 少子化を取り巻く時代の変遷（昭和～平成～令和） -



最近、少子化ってよく聞くけど、
実際のところどうなんだろう？

少子化を取り巻く東京都の状況について、
40年前(昭和)と20年前(平成)を調べてみよう



1984年頃

昭和



大学進学率

21.3%

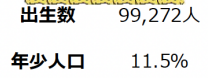
共働き率
(3歳未満の子を持つ親)

23.9%

認可保育所数 1,591
入所児童数 148,953人
待機児童数 —

2004年頃

平成



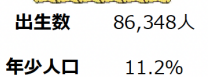
47.3%

25.8%

認可保育所数 1,629
入所児童数 157,163人
待機児童数 5,223人

2024年頃

令和



71.3%

69.8%

認可保育所数 3,623
入所児童数 287,492人
待機児童数 361人

<医療費助成(都)> 対象

昭和	なし
平成	未就学児まで
令和	高校生年代まで

<私立高校(都)> 補助額

昭和	なし
平成	8.3万円/年
令和	授業料実質無償化 (49.0万円/年)

<育業(国)> 期間 給付率

昭和	なし	—
平成	1歳まで	40%
令和	原則1歳まで (2歳まで延長可)	~28日:80% ~180日:67% 180日~:50%

都では、R7.9月から
第1子を含めた
全ての子供の
保育料等が無償化
されるんだ

<児童手当
(国)>

第1・2子 第3子~ 備考

昭和	なし	5千円	中学生まで 所得制限あり
平成	5千円	1万円	小学3年生まで 所得制限あり
令和	3歳未満:1.5万円 3歳以上:1万円	3万円	高校生年代まで 所得制限なし

社会やニーズの変化に
合わせて
行政の支援は
充実してきています

都では更に
018サポートも！

東京都のママ・パパに聞いた
住んでいる地域が
子育てに良い場所であると思う
と回答した割合(R6)
88.1%

(資料) 出生数：東京都「人口動態統計」、人口：総務省「国勢調査」、
大学進学率：東京都「学校基本統計（学校基本調査報告）」、
共働き率：東京都「東京都福祉保健基礎調査『東京の子供と家庭』」を基に作成

(資料) 認可保育所数、入所児童数、待機児童数：東京都「都内の保育サービスの状況について」、
住んでいる地域が子育てに良い場所であると思うと回答した割合(R6)：
東京都「とうきょうこども アンケート」(2024年5月実施分)を基に作成

統計値は
いずれも都の数値

コラム - 少子化に関する様々な指標について考察してみよう -

合計特殊出生率とは・・・

女性1人が一生に出産する子供の数を示したもの
(15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値)

<イメージ>

15～49歳の母の
出生数



15～49歳の女性の
人口



女性人口の
減少・増加

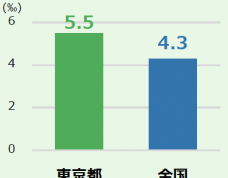
合計特殊出生率は少子化の度合いを測る指標の一つですが、
分母の女性人口が自治体間で移動することによっても率は変動します。

そのため、進学や就職で多くの人々が移動する
都道府県間で合計特殊出生率を
単純に比較することに意味はありません。

合計特殊出生率だけでは少子化の状況を
正しく理解することはできませんね。
別の視点からも少子化の様子を見てみます！

視点①：婚姻率

婚姻率(全国・都)(2020年)



(資料) 厚生労働省「人口動態調査」を基に作成

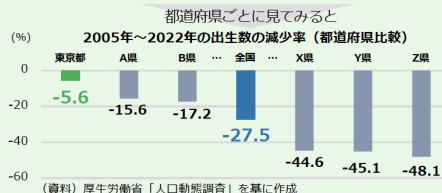
人口千人当たりの婚姻数は
東京都が全国第1位です。
東京都が出会いの場となってい
と言えますね。

東京都の婚姻率は全国1位

視点②：生まれる子供の数

	2005	2022
合計特殊出生率(全国)	1.26	1.26
出生数(全国)	106万人	77万人
		約3割減少

合計特殊出生率は
同じ数値ですが、
出生数は約3割も
減少していますね。

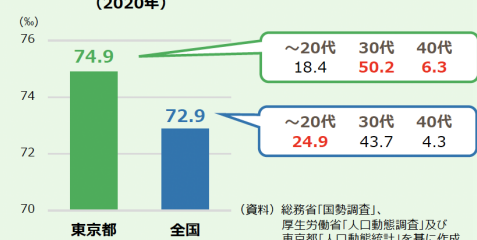


(資料) 厚生労働省「人口動態調査」を基に作成

出生数で比べると、全国の減少率は
東京都よりもはるかに大きい

視点③：結婚をしている女性が産む子供の数(有配偶出生率)

有配偶出生率(全国・都)(2020年)



~20代 30代 40代
18.4 50.2 6.3

~20代 30代 40代
24.9 43.7 4.3

(資料) 総務省「国勢調査」、
厚生労働省「人口動態調査」及び
東京都「人口動態統計」を基に作成

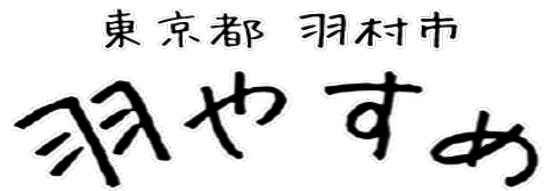
東京都は全国と比べ、
結婚をしている女性が産む子供の数は多い

年代ごとの内訳をみると、20代は全国より下回っているけど、
30代、40代で出産している女性が多いのが東京都の特徴ですね。

様々な指標を調べて、少子化の現状についての理解が深まりました。
やはり多面的に見ていくことが大切ですね。

少子化は全国的に進んでいます。
国が国家的視点で責任を持って進めていくことに加え、
地域の特性を踏まえた取組を講じることが重要ですね。

3 羽村市の状況



(1) 市保育行政

※：詳細は各施設報告参照

① 令和5年度の状況について（昨年度同様）

子ども・子育て支援新制度について 2023年9月28日]

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために始まった制度です。

子ども・子育て関連3法

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された次の3つの法律のことです。

子ども・子育て支援法

認定こども園法の一部改正法

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

新制度の主なポイント

この制度は、すべての子どもに質の良い成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的としています。子ども・子育て支援関連の新しい仕組みをつくり、質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、地域での子育て支援の充実を進めていく制度です。

○幼児期の質の高い教育・保育を総合的に提供します

幼稚園と保育園の良さを併せ持つ「認定こども園」について、これまで複雑だった設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などにより普及を進めます。

○地域の子ども・子育て支援を一層充実させます

すべての家庭を対象に、一時預かりや親子が交流・相談できる場など、地域のニーズに応じた多様な子ども・子育て支援の充実を図ります。

○地域の保育を支援します

認定こども園・幼稚園・保育園のほか、少人数単位で待機児童の多い3歳未満児を保育する、家庭的保育（保育ママ）や小規模保育などの地域型保育を創設し、財政支援（子

ども・子育て支援給付)を行い、身近な地域での保育の場を提供します。

○子ども・子育て支援給付

新制度における子ども・子育て支援給付として、幼児期の教育・保育施設を対象とする「施設型給付」と地域型保育事業を対象とする「地域型保育給付」が創設されました。

・施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育園を通じた給付

・地域型保育給付

家庭的保育（保育ママ）・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育を通じた給付

・児童手当

保護者への現金給付

注意「施設型給付」と「地域型保育給付」は、確実に幼児期の学校教育・保育などに要する費用に充てるため、利用者への直接的な給付ではなく、市から施設などに直接支払う仕組み（法定代理受領）となります。

○地域子ども・子育て支援事業

新制度では、幼児期の教育・保育施設などを利用する家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての子育て家庭を対象として、家庭で子育てをする保護者も利用できる一時預かりなど、地域の実情に応じてさまざまな子育て支援を充実していきます。

・事業の例

利用者支援事業，地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業），一時預かり事業，乳児家庭全戸訪問事業，養育支援訪問事業，ファミリー・サポート・センター事業，子育て短期支援事業（乳幼児ショートステイ事業），延長保育事業，病児・病後児保育事業，学童クラブ事業，妊婦健診 など

・事業計画の策定

平成27年度から5年を1期とする，子ども・子育て支援事業計画の策定が市町村に義務付けられました。計画では，幼児期の教育・保育施設及び市の子ども・子育て支援事業の利用定員の見込み，供給体制の確保の内容などを定めることとされています。この計画を定めるにあたって，審議会等の合議制の機関の意見を聴くこととなっていることから，「羽村市子ども・子育て会議」を設置しています。

○羽村市子ども・子育て会議

この会議では，新たな制度に対応した市の計画を策定・変更する際や，幼児期の教育・保育施設等の利用定員を設定する際に，子育て当事者等の意見を聴くこととなっています。また，子育て支援施策の点検，評価，見直しや，市が行う子ども及び子育てに関する施策の重要事項についても調査審議していきます。

かやの実社保育理念

本法人は、我が国の児童憲章と児童福祉法、ならびに国連の児童権利宣言に基づいて設立され、児童の権利に関する条約に基づき運営される。

本法人の保育園は、両親にとって大切な子どもを預かり、国や人類の明日を担う大切な宝との考えに立ち、ご家庭と相談、協力し合い、子ども達の心と体と知恵が健やかに育つよう努める。

…児童憲章全文…1951年5月5日宣言

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害から守られる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類と平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

…児童権利宣言前文…1959年11月20日国連総会

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権と人間の尊厳及び価値とに関

する信念をあらためて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、国際連合は、世界人権宣言において、すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、同宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有する権利を有すると宣言したので、児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法律上の保護を含めて、特別にこれを守り、かつ、世話することが必要であるので、このような特別の保護が必要であることは、1924年のジュネーヴ児童権利宣言に述べられており、また、世界人権宣言並びに児童の福祉に係る関係のある専門機関及び国際機関の規約により認められているので、人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うものであるので、よって、ここに、国際連合総会は、児童が、幸福な生活を送り、かつ、自己と社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有することができるようにするため、この児童権利宣言を公布し、また、両親、個人としての男女、民間団体、地方行政機関及び政府に対し、これらの権利を認識し、次の原則に従って漸進的に執られる立法その他の措置によってこれらの権利を守るよう努力することを要請する。…以下本文省略…

…児童の権利に関する条約前文…1989年11月20日

この条約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月

20 日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約(特に第 23 条及び第 24 条)、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(特に第 10 条)並びに児童の福祉に係る専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則(北京規則)及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。…以下本文省略…

かやの実社基本方針

① 人間らしく健やかに育てる

子どもは人類の宝，私たちの未来であるとともに非常に不安定な存在であり，かつ無限の可能性を持っている。本法人では，創立以来保育園の卒園証書に一つの言葉を書き続けている。

「いきていることを すばらしいと おもうおとなに なってください」

② 日本民俗の文化と伝統を伝える

ア 保育

多くの国にはその国固有の文化があり，子ども達に伝えながら守り続けていることを誇りにしてる。植民地にされ迫害を受けながらも自らの民俗文化を守り通した国もある。

日本は明治政府以降，西洋文明を取り入れることに重きを置きすぎた結果，我が国固有の庶民の生活に根ざした多くの伝承文化，伝承音楽を価値のないものとして政府自らの手で排除してしまった。

今日では地下茎のように残った庶民の文化は掘り起こされ見直されつつある。私たちは日本の伝承文化に誇りを持ち，和太鼓，わらべうたと遊びを子ども達に伝えてゆくと同時に，他の国の文化を尊重する心も育ていく。

イ 食育

三本の柱

・日本固有の食文化を伝承

行事食を始め，様々な工夫により，日本人の民族としての文化，伝統を「食」を通じて子ども達に伝える。子ども達が，日本の文化，伝統を意識することにより，異文化に対する意識，理解を深める。

・食の意味を理解

必要な量の食事を取るだけでなく，摂らねばならない栄養素があることを理解する。バランスの良い食事を正しい生活リズムで摂る必要があり，生活リズムを正し，食事をとれる体を維持し，摂取した栄養を身につけるためには必要な睡眠を取らなければならないことを理解する。

・食糧の確保を理解

大規模な畑を持ち，定期的に通うのではなく，小さくても良いから，園庭に菜園等を持ち，子ども達が日々管理，観察ができる環境を造り，日々の変化や疾病，枯死などを子ども達と話し合える環境を作り，食料生産と自給について理解する。

法人の状況

(1) 役員等

理事長；勝山 明里（法人運営責任者，スーパーバイザー※：平成 30 年 1 月より）

業務執行理事；武藤 清美（業務執行理事，施設運営責任者）

理事；上原 祐子（認定こども園施設長）

山本 壽夫（元大学教授）

二上 護（弁護士）

今 裕司（保育所施設長）

小玉 充（保育所施設長）

山本 一代（社会福祉法人理事長）

監事；三浦 直子（社会福祉法人総務課長）

田中 雄二（元保育所施設長，社会福祉法人理事，苦情処理第三者委員）

施設長；勝山 真澄（施設運営責任者）

事務局；佐藤 旅人（統括会計責任者），勝山 智現（法人事務長）

苦情処理；解決責任者 武藤 清美，勝山 真澄

第三者委員；田中 雄二，倉持 恭子（元公立保育所施設長）

(2) 評議員等

評議員；原島 正之（公認会計士）

窪田 之喜（弁護士）

伊藤 展大（社会福祉法人事務局長）

松尾 ユミ（保育所施設長）

横井 博子（保育士）

泉 健司（植物生態コンサルタント）

柴田 満行（元団体職員）

西山 裕子（大学教員）

小早川 淳子（元保育所施設長，法人理事長）

評議員選任・解任委員長；田中 雄二（元保育所施設長，法人監事）

同委員；勝山 智現（法人事務長）

橋本 美佐子（保育所施設長，外部委員）

三浦 多佳子（元保育所施設長，外部委員）

Ⅰ．令和6年度理事会開催状況

1. 第1回理事会

日時：令和6年5月22日

場所：ピエモンテ会議場

出席監事2名：出席理事6名：欠席理事2名

議題

第1号議案. 令和5年度第四次補正予算案

協議ポイント：決算前補正

第2号議案. 令和5年度決算案

協議ポイント：会計監査を受け

第3号議案. 監事監査報告

協議ポイント：5月15日監事監査の報告

第4号議案. 令和5年度事業報告

協議ポイント：令和5年度本部運営・保育運営の報告

第5号議案. 定時評議員会議案・日程調整案

協議ポイント：6月13日（木）で良いか

以上、全員賛成可決：監事の異議が無いことを確認

2. 第2回理事会

日時：令和6年7月26日

場所：書面にての省略開催

出席監事2名：出席理事8名

議題

第1号議案. 監事選任案

協議ポイント：監事候補について

第2号議案. 令和6年度第2回評議員会の日程・議案調整案

協議ポイント：令和6年度第2回評議員会の日程・議案調整

以上、全員賛成可決：監事の異議が無いことを確認

3. 第3回理事会

日時：令和6年10月31日

場所：魚粋亭

出席監事2名：出席理事8名

議題

第1号議案. 令和6年度第一次補正予算案

協議ポイント：10月までの実績を受けて

第2号議案. 空調機入れ替えに伴う補助金申請について

協議ポイント：補助金申請するか・しないか

第3号議案. 令和7年度給与体系案

協議ポイント：令和6年8月人事院勧告福祉職俸給表を元に作成

以上，全員賛成可決：監事の異議が無いことを確認

4. 第4回理事会

日時：令和7年1月17日

場所：書面にての省略開催

出席監事2名：出席理事8名

議題

第1号議案. 令和6年12月の法人監査報告

協議ポイント：監査報告と指摘事項の今後の対応

以上，全員賛成可決：監事の異議が無いことを確認

5. 第5回理事会

日時：令和7年3月25日

場所：書面にての省略開催

出席監事2名：出席理事8名

議題

第1号議案. 令和6年度第三評議員会日程・議案調整案

協議ポイント：日程と議案の概要

以上，全員賛成可決：監事の異議が無いことを確認

6. 第6回理事会

日時：令和7年3月31日

場所：ピエモンテ会議場

出席監事2名：出席理事7名：欠席理事1名

議題

第1号議案. 令和6年度第二次補正予算案

協議ポイント：2月までの実績を踏まえ

第2号議案. 令和7年度当初予算案

協議ポイント：来年度入所児童数に基づき作成

第3号議案. 経理規定改定案

協議ポイント：法人監査指摘事項を踏まえ

第4号議案. さくら保育園ノロウイルス報告

協議ポイント：3月10日発生したノロウイルス報告

第5号議案. かやの実保育園空調機取替え工事進捗情報の報告

協議ポイント：前回理事会後の進捗情報

第6号議案. さくら保育園フローリング裁判報告

協議ポイント：裁判の進捗状況とフローリング工事予定

第7号議案. 令和7年度事業計画

協議ポイント：法人・各園の事業計画

以上、全員賛成可決：監事の異議が無いことを確認

Ⅱ．令和6年度評議員会開催状況

1. 第1回評議員会（定時）

日時：令和6年6月13日

場所：フォレストイン昭和館車屋

出席評議員8名：欠席評議員1名

第1号議案．令和5年度第四次補正予算案

協議ポイント：決算前補正

第2号議案．令和5年度決算案

協議ポイント：会計監査を受け

第3号議案．監事監査報告

協議ポイント：5月15日監事監査の報告

第4号議案．令和5年度事業報告

協議ポイント：令和5年度本部運営・保育運営の報告

以上，全員賛成可決

2. 第2回評議員会

日時：令和6年8月19日

場所：書面にての省略開催

出席評議員8名：欠席評議員1名

議題

第1号議案．新監事選任案

協議ポイント：新監事候補三浦直子の監事選任

以上，全員賛成可決

3. 第3回評議員会

日時：令和7年4月3日

場所：香蘭飯店会議室

出席評議員9名

議題

第1号議案．令和6年度第二次補正予算案

協議ポイント：2月までの実績を踏まえ

第2号議案．令和7年度当初予算案

協議ポイント：来年度入所児童数に基づき作成

第3号議案．さくら保育園ノロウイルス報告

協議ポイント：3月10日発生したノロウイルス報告

第4号議案. さくら保育園フローリング裁判報告

協議ポイント：裁判の進捗状況とフローリング工事予定

第5号議案. 令和7年度事業計画

協議ポイント：法人・各園の事業計画

以上，全員賛成可決

Ⅲ. 令和 6 年度評議員選任・解任会開催状況

1. 第 1 回評議員専任解任委員会（開催なし）

日時：

開催方式：

議題

第 1 号議案.

Ⅳ. 令和 5 年度社会福祉法人かやの実社の運営する施設と事業

1. かやの実保育園

東京都羽村市栄町 2 丁目 1 番地の 5

- ① 認可保育所 かやの実保育園
- ② わらべの実
- ③ 老人施設交流事業
- ④ 年末保育

令和 2 年度かやの実保育園事業報告書記載。

2. さくら保育園

羽村市羽加美 2 丁目 2 5 7 6 番地の 1

- ① 認可保育所 さくら保育園
- ② ママサロン・わたぼうし
- ③ 間坂長寿会と交流
- ④ 年末保育

令和 2 年度さくら保育園事業報告書記載。

3. わらべうたと遊びの広場「花いちもんめ」（地域・社会貢献事業）

さくら保育園支援室で実施

令和 2 年度かやの実保育園事業報告書記載。

4. ままサロン「わたぼうし」（地域・社会貢献事業）

さくら保育園 1 階ホールで実施

令和 2 年度さくら保育園事業報告書記載。

V. 中長期事業と今後の課題

1. 施設整備

- (1) かやの実保育園長期修繕計画 ☞ 令和 5 年度改定実施
- (2) かやの実保育園 5 年修繕 ☞ 一部実施
- (3) さくら保育園長期修繕計画作成 ☞ 令和 5 年度改定実施

2. 法人運営

- (1) 評議員選任・解任委員会設置 ☞ 今年度開催なし
- (2) 評議員会 ☞ 今年度設置 2 回開催
- (3) 理事会 ☞ 今年度設置 5 回開催
- (4) 定款の改正 ☞ 今年度改定無し
- (5) 諸規定の改定 ☞ 経理規定の改訂

3. 保育事業，早期教育の考え方，留意点，その他検討事項等

(1) 乳幼児期の教育的介入について

乳幼児期の教育的介入と成人になってからの社会的意思決定の関係

乳幼児期（生後数か月から小学校入学まで）に教育的介入を受けると，成人後に社会規範を遵守する確率が高く，将来的な利益を得るために前もって計画を立てるのが上手になる。今回の研究から，乳幼児期に受けた質の高い投資が，成人してからの社会的意思決定に影響を与える可能性のあることが示唆されている。

アベセダリアン・プロジェクト（ABC）は，米国ノースカロライナ州で実施された介入研究で，同州内の複数のリスクを抱える低所得家庭で 1972 ～ 1977 年に誕生した新生児に対して，生後 5 年間にわたって教育支援が行われた。先行研究から，この介入研究の参加者は成人になってからの認知能力，教育，経済，および身体的健康の点で良好な結果が得られたことが明らかになっているが，社会的意思決定戦略に対する影響を調べる研究は行われていない。

今回，Read Montague たちの研究グループは，ABC 参加者 78 人（39 ～ 45 歳）を再び招集し，社会規範の遵守の要求と計画性を調べるための金融ゲームに参加させた。その結果，教育的介入を受けた被験者は将来の計画を立てるのが上手だった。また，ゲームにおいては，ABC 参加者の方が，プレーヤー間で不平等な金銭の分配があった場合に（自分にとっての有利不利と関係なく）拒絶する確率が高かった。Montague たちは，恵まれない生い立ちの子どもたちに教育資源を提供する

と、社会的意思決定に対するプラスの効果が長期間持続し、社会規範の遵守を促して将来的な利益を得られるようにしている可能性がある、と主張している。

また Montague たちは、こうした変化について、教育的介入の結果として生じる別の要因も関連している可能性があり、さらなる研究が必要なことを指摘している。

Luo Y. et al.(2018): Early childhood investment impacts social decision-making four decades later. Nature Communications,

(2) 子どもは外国語であっても、その声の調子から相手の感情を認識できる

子どもは、声音から相手の感情を認識でき、母国語の方が正確に認識できるが、外国語であってもそうした感情を認識できる。

今回, Georgia Chronaki たちの研究グループは、外国語の経験のない子ども（57 人）と若年成人(22 人)に感情音声認識課題を実施した。この課題では、声優が、怒り、幸福、悲しみ、恐怖、中間状態のいずれかを表現した声で疑似文を読み、被験者はそれを聞いて読み手の感情を判断する。課題は、被験者の母国語（英語）と 3 つの外国語（スペイン語、中国語、アラビア語）で行われた。

その結果、子どもたちは、母国語の場合に感情声音をより正確に認識できるが、外国語の場合でも感情声音を認識できることが分かった。また、子どもたちは、幸福や恐怖を表現した声よりも、怒りや悲しみを表現した声をより正確に認識できた。今回の課題では無意味な内容の疑似文を用いたため、感情の認識は、言語的側面ではなく発声的側面に特異なものだと Chronaki たちは考えている。また、Chronaki たちは、他人の声を聞いて、何を言っているかではなく、声音（音の高低、音量、リズム）から感情を認識する能力は、小児期から備わっている普遍的な能力だが、社会・文化的規範を背景として母国語の方が正確な感情の認識ができるという「内集団優位性」も見られるという考えを示している。

また Chronaki たちは、感情音声の認識能力が、小児期から青年期よりも、青年期から成人期の間に大きく向上することを明らかにした。これは、青年期が感情認識技能の発達にとって重要な時期であることを示唆している。

Chronaki G. et al.(2018): The development of cross-cultural recognition of vocal emotion during childhood and adolescence. Scientific Reports

※：大人のマスク着用により子どもの音声認識能力の向上が阻害されるという研究もある。

(3) 子どもは「不作為の嘘」には寛容になりやすい

人間は誰でも嘘をついたことがあり、嘘は身近な社会的行動である。子供においても、親や先生に怒られるのを避けるために、悪事を隠そうとして嘘をつくことは頻

繁に見られる。嘘は行為の形態により 2 種類に分けられる。一つは「事実と違うことを相手に伝える」ことで欺くものである。人間が「嘘」と聞いた時に通常思い浮かべるのはこの種類で、積極的な発言を伴っていることから、「作為による嘘 (lie of commission)」とみなせる。しかし人間は、事実を知っているのに「あえて何も言わない」ことで欺くこともある。これは「不作為の嘘 (lie of omission)」と呼ばれることがあります。

人間は物事を判断するとき、常に客観的であったり、合理的であったりするわけではなく、認知バイアスにより歪みが生じ得る、と知られている。作為と不作為についても同様で、人間は、作為による悪いことを不作為による悪いことよりも否定的に判断する（不作為の方が気にならない）傾向がある。これは「不作為バイアス」と呼ばれる。これは、「他者の大切なものを突き落として壊す／落下しそうな他者の大切なものに気づきながら支えない（その結果、落下して壊れる）」というように、「何かをする／何もしない」という「行動の有無」に主として焦点を当てられた研究から明らかになった。この研究では、「発言の有無」に焦点を絞り、作為の嘘と不作為の嘘の道徳的判断においても不作為バイアスが生じるのかどうか、さらに年齢や状況によりバイアスの程度に差があるのか、検討した。

この実験の参加者は、小学 3 年生（8 ～ 9 歳）78 人、6 年生（11 ～ 12 歳）76 人、大人 80 人。2 つの類似した話で構成された 4 場面が用意された。4 場面のうち 2 場面は「利己的状況」で、主人公が自分を守るために先生を欺く場面。残りの 2 場面は「他者をかばう状況」で、主人公が同級生を守るために先生を欺く場面。さらに、利己的状況の 2 場面のうち一方は、主人公がわざわざ悪いことをする「意図的悪事」（たとえば、ゴミ箱に投げ入れて遊んで、ゴミを散らかすようなこと）だった。もう一方は、主人公がうっかり悪いことをしてしまう「偶発的悪事」（たとえば、うっかりゴミ箱をひっくり返して、ゴミを散らかしたようなこと）だった。他者を庇う状況の 2 場面も同様で、一方は同級生がわざわざ悪いことをする「意図的悪事」で、それを主人公が目撃した（たとえば、壁に落書きをしている同級生と目が合ったような場合）。もう一方は、同級生がうっかり悪いことをしてしまう「偶発的悪事」で、それを主人公が目撃した（たとえば、うっかり壁を汚してしまった同級生と目が合ったような場合）。各状況内の 2 場面で、主人公（および同級生）の性別が入れ替えられている。

各場面の 2 つの話で、主人公の「意図」（たとえば、先生に訊かれたら、「わたしではない」と言おうとしたような場合）と、「結果」（たとえば、主人公が安堵として喜んだような場合）は完全に同じだった。唯一の違いは、主人公の嘘が「作為」によるもの（偽の情報を伝える）か、それとも「不作為」によるもの（何も言わない）かだった。各場面で事実確認の質問をした後、2 つの話それぞれについて「善悪の評価」（たとえば、話 1 で、甲さんが「私ではありません」と言ったこと、もしくは、話 2

で、乙さんが何も言わなかったことは、どれくらい良いことか、それとも悪いことかを、7段階（3：とても良い、2：まあまあ良い、1：少し良い、0：どちらでもない、-1：少し悪い、-2：まあまあ悪い、-3：とても悪い）で回答してもらった。

全学年の4場面全てで、作為による嘘を不作為による嘘よりも悪いと判断しており、大人だけでなく子供でも、嘘の道徳的判断において不作為バイアスが見られた。次に、バイアスの強さを明確にするために、バイアス値が算出された。これは、作為による嘘（話1）での善悪評定値から、不作為による嘘（話2）での善悪評定値を引き算し、符号を逆転させたもの。2つの話で主人公の意図や生じた結果は完全に同一だったので、仮に人間の嘘に対する道徳的判断が論理的であれば、バイアス値は0になるはずだ。しかし、結果はすべてで統計的に有意に0より大きかったため、年齢や状況の違いを問わず、不作為バイアスが生じる、と確認された。

さらに、バイアスの強さは年齢によって違いがあり、小学3年生と6年生では4場面の間で差はなかったのに対して、大人では統計的に有意な差があり、利己的状况の方で他者をかばう状況よりもバイアスが大きく、また意図的悪事を隠す方で偶発的悪事を隠す場合よりバイアスが大きくなった。事実確認質問から、悪事が意図的であったか偶発的であったかを区別できなかった参加者は分析から除外されているので、子どもは大人と違って、状況に左右されず不作為バイアスが同程度に生起する、と示された。

結果を見直すと、不作為の嘘に対して、どの状況でも大人の方が小学3年生や6年生よりも寛容であることが窺え、これが大人における不作為バイアスの強さを生み出していた。さらに、3年生から既に他者をかばう嘘に対して寛容な傾向が見られる。しかし、3年生では隠蔽する悪事の意図性の違いは評価に影響せず、6年生と大人では、他者を庇う状況において、他者の悪事が偶発的だった場合は、寛容に判断している、と示された。

一般的に子供は「嘘は悪いことだ」と教えられて育つが、これらの知見を総合すると、子供の嘘に対する道徳的判断は、幼い頃から長い時間をかけて変化していく、と示唆される。この研究の結果は、教育にも重要な意味を持つと考えられる。たとえば、子どもが自分や友達の犯した罪を報告しなかった場合、不作為バイアスが無意識に働くことで、「嘘をついていないから問題ない」と考えてしまうこともある。この場合、親や教師など大人が、「真実を何も言わない」こと（不作為の嘘）は、「虚偽の情報を提供する」こと（作為の嘘）と同じ結果を生み出すことがあり、そうであれば、どちらも同じように悪いことであると指導すべき場合もある。

しかし、この研究の結果は、大人でも嘘の道徳的判断において不作為バイアスが生起するだけでなく、むしろ子どもよりもバイアスが強く働くことを示している。これは、大人自身も「不作為による嘘に対して、甘く判断しがちになる傾

向」に気づきにくいことを意味する。その結果、子供の道徳性を向上させる機会を逸している可能性もあります。バイアスによる影響を大人が知っておくことで、子供の嘘にかかわる道徳性を高めていくことができる、と考えられる。進化心理学的観点からも注目される研究だと思われる。

Hayashi H, and Mizuta N.(2021): Omission bias in children' s and adults' moral judgments of lies. Journal of Experimental Child Psychology

(4) 学習が進化に与える影響について

自然選択による進化により、多様な形質を持つ生物の集団は環境に適応している。従来の進化学では、集団内の形質の多様性は無作為な突然変異で生じ、親世代の経験は反映されない、と考えられてきた。しかし、エピジェネティクス研究の発展などにより、親世代の経験に依存した突然変異が起きる可能性も近年示唆され始めた。つまり、先祖の経験を各個体が学習し、多様性に偏りをもたらし可能性である。しかし、これにより進化がどれだけ加速し得るのかなどを扱う、体系的な理論は存在していない。

この研究は、理論進化学の数理手法を基盤に、学習と進化の関係を考察する数理的な枠組みを構築した。まず、先祖の形質をまねる先祖学習が、適応度の勾配、つまりどういう方向に形質を変化させると適応度が大きく上昇するかを経験から推定することと等価で、その結果として進化が加速される、と明らかになった。またこの研究は、フィッシャーの自然選択の基本定理として知られる進化速度測定の定理を拡張し、学習が進化をどの程度加速するのか、定量的に予言する関係式も与えた。これらは、親子で相関を示す実験データの解釈や、先祖学習を検証する新たな実験系の設計に加えて、遺伝的アルゴリズムや機械学習などへの応用など、理学・工学の双方での応用が期待できる数理的基礎になる、と期待される。

Nakashima S, and Kobayashi TJ.(2022): Acceleration of evolutionary processes by learning and extended Fisher's fundamental theorem. Physical Review Research

(5) 絵画配色の好みの普遍性について

色は個人の好みに最も影響を与える視覚的要素の一つで、たとえば、洋服を選ぶ場合や、ロゴマークから企業の性格を想像する場合など、色は人の意思決定に大きな影響を与える。プロダクトデザイナーは、色が消費者行動に与える影響をよく理解し、その効果を最大化するために活動しており、色のトレンドを予測する専門機関も存在するほどだ。

色の重要性は絵画においても同様だ。商業的な理由がない限り、画家は自分の個人的な美的経験を作品として表現しようとする。したがっ

て、絵画の配色は純粋に画家の感性や色彩の好みが反映されたものと言える。これまで、色に対する選好（好み）に関して多くの研究がなされてきたが、好みは個人間の差異が大きく、また単一の色に対する研究がほとんどだったため、絵画などのように、多くの色のバランス（配色）に対する選好の科学的理解は充分には進んでなかった。

この研究は、絵画配色に対する選好を明らかにするために、絵画の空間構成と明度は変化させず、色だけを変化させるように、平均色を中心に各画素の色相を反時計回りに回転させた。こうした操作により、絵画に含まれる色の相互関係や平均的な鮮やかさなどは原画から変わらないものの、絵画配色に対する印象が大きく変化する。この操作により、90度、180度、270度色相を回転させた画像が用意され、原画を含めた4種類の画像に対して最も好きな配色を参加者に尋ねる実験が行なわれた（4肢強制選択法）。実験には、ポルトガルおよび日本（豊橋市美術博物館）において撮影した西洋画と日本画合計20作品、およびインターネット絵画ギャラリーから入手した20作品の合計40作品の絵画が用いられ、日本から90名、ポルトガルから45名が実験に参加した。実験参加者は、芸術や美術について特別な教育は受けていない。

実験の結果、日本人もポルトガル人も、それまで一度も目にしたことがない絵画に対しても、およそ70%の参加者が原画の配色を最も好む、と明らかになった（無作為に選んでいた場合、25%となる）。この傾向は、空や人の顔など、特定の色と結びつく物体が絵画に描かれていないような、抽象画の場合でも同様だった。また、絵画に描かれている内容が分かりにくくなるよう1枚の絵画を小片に分割し、その位置をシャッフルした条件や、20枚の絵画の一部をパッチワークのように寄せ集めて作った画像に対しての同様の実験では、約60%の参加者が原画をシャッフルしたもの、あるいは原画を継ぎはぎしたパッチワークの配色を最も好む、と明らかになった。

これらの結果から、示唆されるのは、以下のようだ。第一に、実験参加者が自分の好みにしたがって選んだ配色が、結果として画家の描いたものと一致したことは、美術教育の有無や文化的背景の違いにも関わらず、配色の魅力あるいは美しさに対する基準が、画家と一般人の間で一定程度は共通していることだ。第二に、シャッフルしても原画が好まれることから、特定の色を連想させる物体が描かれているなど、記憶色が手がかりとなったのではなく、配色そのものに原画らしさを示す何らかの情報が存在することだ。第三に、原画をパッチワーク状に継ぎはぎした画像に対しても原画配色が好まれたので、別の画家が描いた絵画にも何らかの共通した特徴が存在しており、画家も観察者も意識の有無に関わらず、それらを美しさ（魅力）として感じる生物学的な仕組みが存在することだ。

この研究は、配色の魅力や美しさを感じるメカニズムは誰にでも備わっており、その特性は人に共通だろう、と考えている。SNSなどの写真に「良いね」と反応したり、衣服を選んだり、部屋の内装を決めたり、そうした意思決定の背後にあるメカニズム

を明らかにすることで、きわめて個人的で主観的な存在と考えられている「美しさ」について、どのような要因が美しさに影響を与えているのか、そもそもなぜ美しさを感じる仕組みが人間に備わっているのか、そうした問いに答えることが期待される。進化心理学的観点から、たいへん注目される研究だと思われる。

Nakauchi S. et al.(2022):Universality and superiority in preference for chromatic composition of art paintings. Scientific Reports

(6) マスク着用と乳幼児の発達、特に顔認識への影響について

乳児は生後4カ月で極端な表情を認識し、6カ月で人の表情を区別し、7カ月頃には母親の表情をうかがい、10カ月頃には好き嫌いの表情が区別できるという。この能力は概ねこの頃に身につくとされ、この時期に人の表情に接する機会が失われると、表情の認識能力に重大な問題が生じる事がある。乳児に接する大人が常時マスクを着用していると、人の表情に接する機会が失われ、子の成長発達に大きく影響すると思われる。

令和4年度は保育士のマスク着用が事実上義務化されたため、大人の表情に接する機会は家庭のみとなった。家庭での親子の接触がどの程度なされていたかが重要であり、保育時間の長い乳児ほどその影響が大きいと思われる。なお、欧米人は口元の表情を重視するのに対し、日本人はアイコンタクト重視の傾向が強く、欧米人ほど影響は大きくないとする説もある。一方、保育士がメガネを着用した場合、その影響が気になるところである。

また、食育の面でも保育士が食事をよく噛んで食べるところを子どもに見せると子どももよく噛むようになり、見せないと丸呑み傾向が強まるという。たくさん噛むと脳が刺激され血流が活発になり、その結果脳も活性化される。脳の中では前頭前野や海馬を始め様々な部分が活性化される。このうち前頭前野は情報の統合力、判断力、集中力など、社会生活を営む上で大切な働きをつかさどる領域である。また海馬の活性化は記憶力アップにつながりという。前頭前野の発達が悪ければ、物事を計画し判断して行動することが難しくなる。

突然キレる子どもが増えているが、これは前頭前野の発達が悪いのか、機能が低下しているからだと考えられている。他にも、噛むことにより脳内に緊張を和らげる物質が増える。これにより気持ちが落ち着き、集中力や記憶力も高まる。外出先では中々マスクは外せないの、家庭での食事の時間を大いに利用して子どもの将来のために前頭前野を大いに刺激する必要がある。子どもたちは日々成長しているので、毎日の食事の時間を大切にしたい。

(7) 東京都における PFAS の影響について (新)

① PFAS 汚染の全容

クロ現

PFAS とは？

PFAS は人工的に作られた有機フッ素化合物の総称で、1 万種類以上が存在するとされます。水や油をはじく特性などから、かつては泡消火剤や精密機器の製造、フライパンのコーティング、はっ水スプレーなど幅広い用途に使われていました。



長く環境に残留することから“永遠の化学物質”とも呼ばれ、欧米の研究では、PFAS の一部の物質が発がん性や子どもへの成長の影響など有害性が指摘されています。日本では PFAS のうち 3 種類の物質について、輸入や製造などが禁止されています。日本では PFAS のうち、「PFOA」と「PFOS」という 2 種類の物質について、「暫定目標値」として、1 リットルあたり合計 50 ナノグラムを、「体重 50 キロの人が水を毎日 2 リットル飲んだとしても、この濃度以下なら健康に悪影響が生じないと考えられる水準」としています。

全国に広がる“PFAS 汚染”あなたのまちの測定結果は？

一方、河川や地下水など環境中の汚染状況はどのようになっているのか。

NHK は、環境省が公表した河川や地下水などの令和 4 年度の調査結果を「“PFAS 汚染”全国マップ（河川・地下水等）」として可視化しました。

こちらに表示されたマップを地図を拡大したり、タブでデータを切り替えたりできます。

また、マップ上で自治体をクリックすると PFAS の測定結果を確認することができます。

PFAS 調査は環境省の呼びかけにより、令和 2 年度から実施する自治体が増え、環境省は去年から自治体の調査結果を取りまとめて公表を始めました。

このマップはことし 3 月公表の令和 4 年度の調査結果をもとに、都道府県に取材した結果を反映させています。

国の暫定目標値をもとに、マップでは以下のように自治体を色分けしました。

自治体色分け

▽赤色：50 ナノグラム /L を超えた自治体

※地図の色は同一自治体内で複数の調査が行われていた場合、最も高い値で表示

■ 暫定目標値50超 ■ 50以下 ■ 報告下限値未満 ■ 報告なし (単位: ng/L)



▽黄色：50 ナノグラム /L 以下の自治体

▽水色：国に報告する値として各自治体が独自に判断した「報告下限値」を下回った自治体

▽灰色：国への報告がなかった自治体

▽環境全体（河川・湖沼・地下水）

▽河川・湖沼

▽地下水

全国 111 地点で国の値超え 98%は“汚染源不明”

令和 4 年度の PFAS 調査は 38 都道府県 1258 地点で行われ，このうち 111 地点で国の値を超えています。

環境省は PFAS の調査を呼びかけていますが実施は都道府県の任意です。

秋田県、新潟県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、山口県、香川県、長崎県の 9 つの県では国への報告がありませんでした。

最も高い濃度が検出されたのは、大阪・摂津市の地下水で国の値の 420 倍にあたる 2 万 1000 ナノグラム /L。

続いて大阪・摂津市の河川で 44 倍にあたる 2200 ナノグラム /L。

沖縄県嘉手納町の地下水で 42 倍にあたる 2100 ナノグラム /L などとなっています。

環境省によりますと、このうち PFAS の排出源を特定したのは、過去に PFAS を取り扱っていた工場敷地内にある大分市の 2 地点の井戸のみで、残りの 109 地点、98 % は不明だということです。



なぜ水道水が汚染されたのか？

水道水から高い濃度が検出された岡山県吉備中央町。

ここまで高い濃度の PFAS 汚染を引き起こした原因は何なのか。

去年 10 月の問題発覚後、町は第三者委員会を設置して、汚染源の特定を進めています。

その中で、汚染源ではないかと見ているのが「使用済み活性炭」です。

水源の上流に、約 580 のフレコンバッグに入れられ野ざらしの状態で見捨てられていました。

県の調査では、この活性炭から最大で 450 万ナノグラム /L、さらに周辺の土壌から 75 万ナノグラム /L という、極めて高い濃度の PFAS が検出されました。

活性炭を置いたのは、使用済み活性炭を高温で焼いて再生する事業などを手がけてい

る業者です。この業者が 16 年前の 2008 年からこの場所に搬入し、そのまま放置していたことを認めています。

活性炭を水源の上流に放置した業者が、今回、NHK の取材に文書で回答を寄せました。何に使われていた活性炭なのかを尋ねたところ、「再生用原料として受け入れの基準を満たした活性炭」だと回答。

その上で、「このような高濃度の PFAS が含まれているということは、PFAS そのものを除去する目的など、特殊な状況で使われた活性炭と考えるほかにはないと思われる」という見解を示しました。

一方で、「当該の活性炭を受け入れた当時、PFAS そのものの除去目的のような特殊な状況で使われた活性炭との説明は受けていない」としています。



PFAS 排出削減に使った活性炭 行き先不透明のケースも

吉備中央町の報道を見て、以前、PFAS を取り扱う工場で働いていた男性が取材に応じました。

男性は大手化学メーカーの工場でおよそ 30 年勤務していました。

勤めていた工場では、PFAS の危険性が公に指摘され始めた 2000 年以降、工場を使った水の PFAS を除去したうえで排水することを決定。

その際に使ったのが活性炭です。活性炭に PFAS を吸着させた上で排水するのです。

活性炭は一定期間使うと吸着力が落ちるため交換が必要で、PFAS を吸着した活性炭の処理を一時、業者に任せていたといいます。

ただ、その当時、業者に依頼した使用済み活性炭が、適切に処理されたか確信は持てないといいます。

京都大学 田中周平准教授

「PFAS が廃棄物の中に入ったり下水の汚泥に入ったりしながら、完全に処理されないままいろんなところに残ったものが、雨が降ったことによってしみ出してきているのがわかってきている。水に溶けやすい物質でもあるので、いろんな所から検出されるということは、これからも起こることだと思う」

取材を通して、PFAS による汚染が国内で広がり、影響が出ている可能性があることが見えてきました。

国内で定められた水道水などの目標値はまだ「暫定」です。国は海外などの動向を見ながら見直しを進めるとともに、健康影響に関する研究を本格化させているとしています。

しかし今も、実際に高い値の PFAS が検出された水を飲んだ住民は、健康被害への不安を抱えながら生活しています。国や自治体による対策がきちんと行われるのか。これから取材を続けていきます。

(クローズアップ現代 追跡 “PFAS 汚染” 汚染源は？健康リスクは？)

②クローズアップ現代 追跡 “PFAS 汚染” 暮らしに迫る化学物質

自然界で分解されることがほとんどなく永遠の化学物質とも呼ばれる PFAS(ピーファス)。いま沖縄県や神奈川県のみ軍基地周辺や大阪府の工場周辺の河川などから国の目標値を超える値が相次いで検出。東京・多摩地区で行われた血液検査では、住民の血中濃度



が国のかつての調査より約 3 倍高いことが明らかに。番組では独自に “PFAS 汚染全国マップ” を作成。汚染の実態は？身体への影響は？必要な対策は？徹底検証しました。

出演者

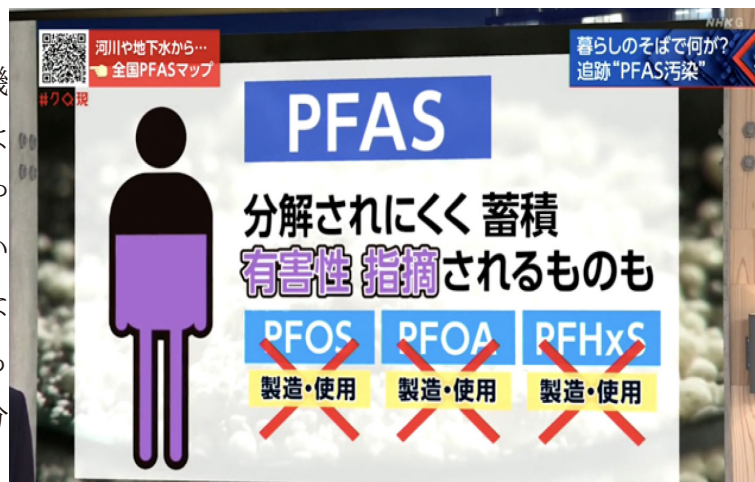
鯉淵 典之さん(群馬大学大学院教授)

桑子真帆(キャスター)

暮らしのそばで何が？ 追跡 “PFAS 汚染”

桑子 真帆キャスター：

PFAS とは、人工的に作られた有機フッ素化合物の総称です。種類は 4,700 以上といわれています。水や油をはじく効果があり、熱にも強いことから半導体や包装紙、防水服など身近な製品に使われ私たちの暮らしを支えています。ただ、一部は分解されにくく、体に蓄積されるため、人への有害性が指摘されるものもあります。



暮らしのそばで何が？ 追跡 “PFAS 汚染”

桑子 真帆キャスター：

PFAS とは、人工的に作られた有機フッ素化合物の総称です。種類は 4,700 以上といわれています。水や油をはじく効果があり、熱にも強いことから半導体や包装紙、防水服など身近な製品に使われ私たちの暮らしを支えています。ただ、一部は分解されにくく、体に蓄積されるため、人への有害性が指摘されるものもあります。

現在、こちらの 3 つの化学物質が国際条約で製造・使用禁止となっています。環境省が、これらの物質について調べたところ、西日本から東日本に及ぶ各地の河川や地下水から国の値を超える場所が次々と見つかり、その地点は 139 に上っています。一体何が起きているのか。まずは大阪の実態です。

PFAS によるさまざまな影響

製造業の工場が点在する、大阪府摂津市。大阪府の調査で、市内の水路や井戸などで国が決めた値を大幅に超える PFAS が検出されています。

市内に住む 60 代の男性が家庭用の野菜を作っていた畑の井戸から国の値の 420 倍の濃度で検出。さらに、

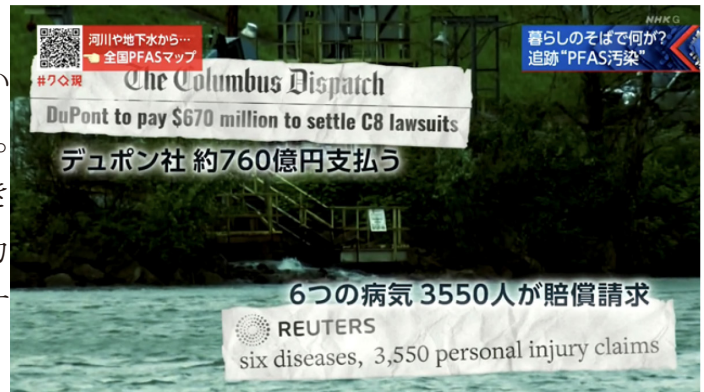
研究者の調査で土壌や育てていた野菜からも高い濃度の PFAS が確認されました（京都大学 小泉昭夫名誉教授・原田浩二准教授調べ）。健康への影響を心配した男性は、野菜作りを諦めました。住民「よく葉物が育つんですよ。本当に潤沢にね、作って食べていましたから。気持ちとしては、もうやりきれないんですけど。そんなのもうやめるしかないですよ」主な汚染源と考えられているのが、空調機器の大手メーカー・ダイキンです。ダイキンが地元市議会に提出した資料です。

工場では、有害性が指摘されている PFAS の 1 つを過去に製造。2012 年までに中止したとしています。その後の対策はどうなっているのか。ダイキンは NHK の取材に対し、国の値を超える濃度の地下水が敷地外に流出しないよう費用をかけて、遮水壁の設置などに取り組んでいると回答しました。



ダイキン工業

住民は、工場周辺の対策や補償についての協議をダイキンに求めています。PFASの一部に有害性があることが大きく注目されたのは、2000年。アメリカの大手化学メーカーの工場排水に由来する、水道水の汚染がきっかけでした。



大規模な疫学調査が行われ、裁判で住民およそ3,500人が健康被害との関連を認められたのです。その後、さらに研究が進展。2021年アメリカの学術機関はPFASの血中濃度が高いほどさまざまな健康リスクが上がると指摘しました。

・脂質異常症・腎臓がん・抗体反応の低下・乳児・胎児の発育の低下

特に、この4つについて注意を呼びかけています。血中濃度で1ミリリットルあたり20ナノグラムを超える状態が続く場合は、リスクが高まるとしています。コロラド公衆衛生大学院 ネド・カロンジュ准教授「重大な疾患と高い関連性があることがわかりました。だからこそ市民の健康を最大限守るにはどうしたらいいのか考えたのです」日本でこの問題が注目されたのは、2016年沖縄。このとき汚染源の可能性が高いと指摘されたのは、アメリカ軍基地でした。



“複数の基地周辺から相次いでPFASが検出。アメリカ軍が航空機火災などに使う「泡

消火剤」にPFASが含まれていたからです。

県は基地の中での調査を求めています。日米地位協定が壁となり、実現していないのが現状です。”

複数の基地周辺から相次いでPFASが検出。アメリカ軍が航空機火災などに使う「泡

消火剤」にPFASが含まれていたからです。



沖縄県企業局 伊佐智明 配水調整監（当時）

「（米軍が）過去に使用した泡消火剤による土壌汚染が原因で、現在も高い濃度で検出されているのではと考えてはいるが、実際汚染源の調査は行えていない。大きな問題

だと考えています」PFAS による汚染は首都圏でも。

首都圏の PFAS 汚染

“東京では 37 か所の地下水で国の値を超えていました。古くから豊かな地下水に恵まれてきた多摩地区。一部の地域では水道水にも利用されてきました。

2020 年 1 月，東京都水道局は PFAS に関する情報をホームページで公表。”

2 か所の浄水所から供給されていた水道水の PFAS の濃度です。現在の国の目標値と比べると 2 倍以上の値が 6 年にわたり続いていました。



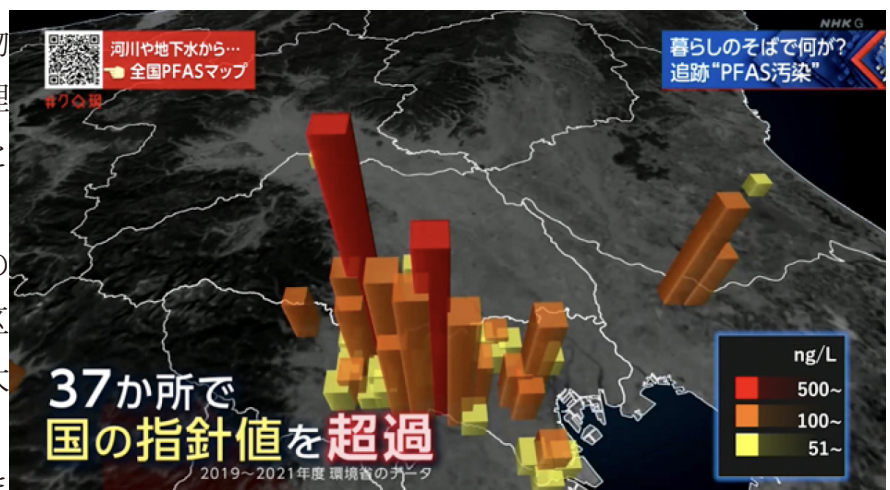
東京都水道局 担当者

「こちらは，有機フッ素化合物 (PFAS) が検出されたことを理由に止めた井戸がある施設となっています」

東京都は濃度が高い地下水の利用を中止。現在，多摩地区の水道水は全域で目標値を大幅に下回っています。

しかし，住民の不安はこれまで

飲んでいた水道水の体への影響。多摩地区の市民グループが希望者を募り，血液検査を行いました。分析にあたった京都大学の研究グループは先週，途中経過として 273 人分の結果を公表しました。



多摩地区 273 人の血中濃度 (PFOS, PFOA, PFHxS, PFNA の合計)

平均 28.1ng/mL

アメリカ指針値 20ng/mL

検査受けた人 273 人の 6 割が指針値超える

血中濃度は，平均で 1 ミリリットルあたり 28.1 ナノグラム。6 割の人は，アメリカの指針値で健康へのリスクが高まるとされる値を超えていました。

京都大学 原田浩二准教授

「そこまですぐに急いで何かの治療が必要というわけではないんですが、一定の血中濃度 (20ng/mL) を超えれば通常よりも注意深く診察をするべきだと提案をしています」血液検査を受けた高木比佐子さん。血中濃度は、58.9ng/mL(PFOS, PFOA, PFHxS, PFNA の合計)。アメリカの指針値を大きく上回る結果でした。実は高木さん、7年前にコレステロールの値が高い「脂質異常症」と診断されています。PFAS との関連が指摘された病気の1つです。

高木 比佐子さん

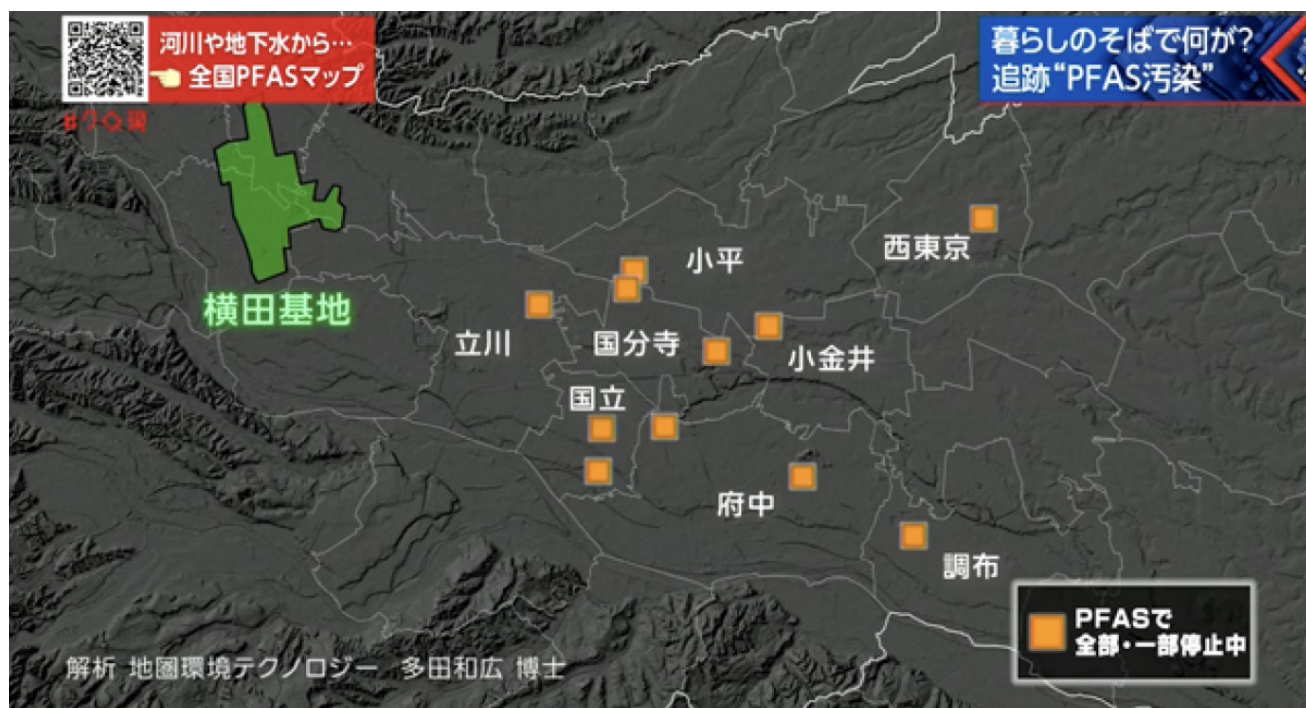
「私の体はこれからどういうふうになっていくのか不安は募ります。多くの方が国分寺の水に誇りを持っていたと思います。それが汚染されている、どういうことなの」

汚染源はどこなのか。多摩地区の地方議会では説明を求める声が上がっています。



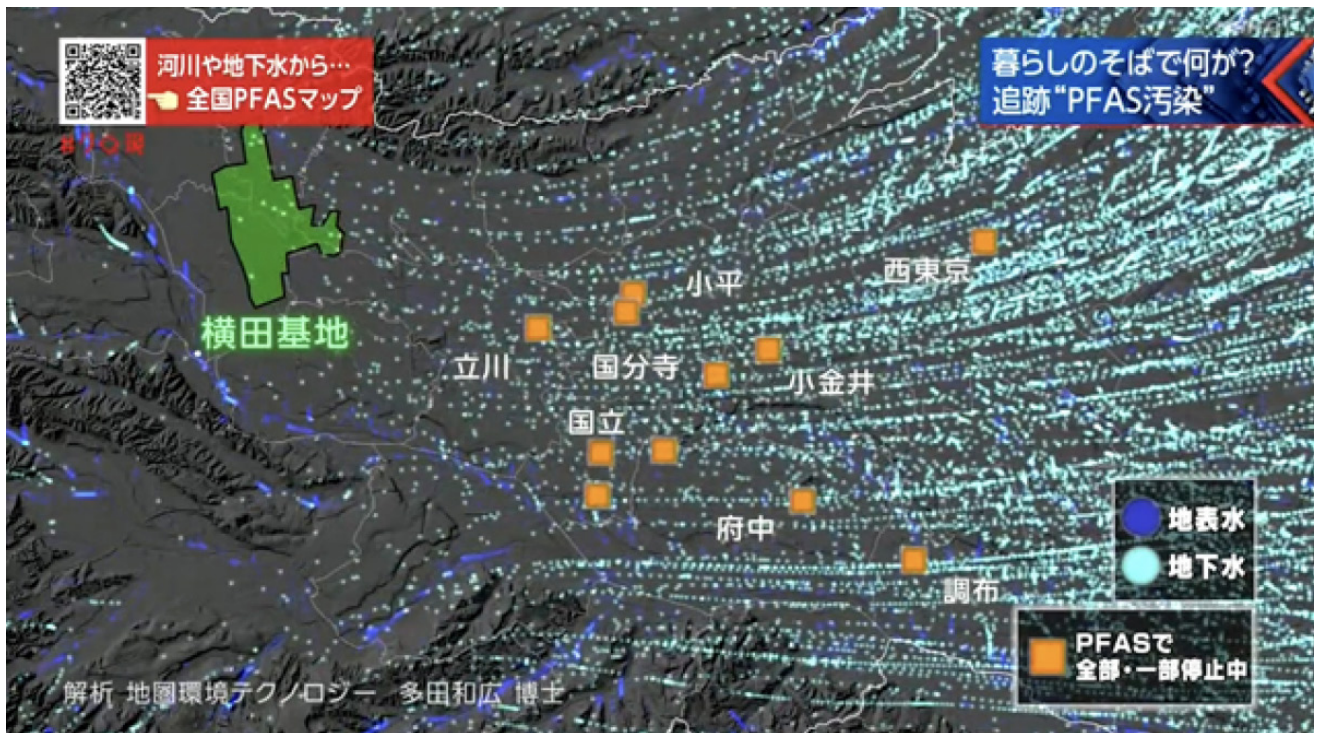
3月、小金井市議会で採択された意見書。アメリカ軍横田基地が過去に泡消火剤の漏えい事故を起こしたとして、汚染源の1つである可能性を指摘しています。

多摩地区の西部に位置する、横田基地。PFASを理由に地下水の利用が停止された11の浄水施設はいずれも基地の東側広い範囲に位置します。ここに地下水の流れのシミ



ュレーションを重ねると。

上流に横田基地があるのが分かります。専門家は、汚染源の特定にはより詳しい調査が必要だと指摘します。



富山県立大学 黒田啓介准教授

「生活系の排水とか事業所からの排水ももちろんある。地下水の上流をたどっていくと、やはり横田基地での泡消火剤というのは重要な汚染源の候補の1つではあると思いますので、調査することは重要だと思います」

PFASが外に流れ出た可能性を、アメリカ軍が認めたケースもあります。2022年、横須賀基地で東京湾に通じる排水処理施設から国の値の258倍もの濃度が確認。司令官が謝罪する事態となりました。

基地のすぐ近くで潜水漁を営んでいる、小松原和弘さん。以前からPFASが海に流れ出ているのではないかと、海産物への影響を懸念しています。

漁業者 小松原和弘さん

「今まで出していたものでどういう影響を及ぼしているか、ちゃんと調べてもらったほうがいい。わからないのが一番いけないと思う」

今回、番組では京都大学の協力を得て基地の近くで採取した貝や砂などを独自に調べました。海産物からは一定程度PFASが検出されましたが、環境省が過去に行った生物の調査と比べ、高い値ではありませんでした。一方、海底の砂からは高い濃度が検出されました。（環境省「2020年度 化学物質環境実態調査」と比較）

原田浩二准教授

「砂泥に住む、ほかにもさまざまな動物がいる。ある程度の（生物）濃縮等がかかっていくことはありうる場所なので、調査を充実させる必要があると考えております」

各地で検出「PFAS」 健康へのリスクは？

<スタジオトーク>

桑子 真帆キャスター：番組では、横田基地をはじめとする在日アメリカ軍基地とPFASの関係についてアメリカ国防総省に問いました。先週回答がありまして、在日米軍基地とPFAS関係を問うと・・・アメリカ国内では法律に基づき、PFAS汚染の可能性のある場所の調査をおこない対応していく⇒日本国内について言及なし

アメリカ国内では法律に基づきPFAS汚染の可能性のある場所の調査を行い対応していくという内容でした。私たちが問うた日本国内についての言及はありませんでした。日本各地でPFASの問題が起きる中、国は2023年1月に今後の対策を考える専門家会議を立ち上げました。きょうのゲストは、その会議のメンバーでPFASの毒性などを研究している群馬大学教授の鯉淵典之さんです。

スタジオにも、アメリカの学術機関がPFASとの関連性が高いと指摘している4つの健康リスクを用意しました。鯉淵さん、PFASとこういったものの関連性というのはどこまで明らかになっているのでしょうか。

鯉淵さん：P F A Sの血中濃度が高い状態が続くことはリスクの一つにはなると思うのですが、PFASだけで何か健康に異常が出るという濃度ではないと思います。

桑子：（現在）多摩地域の水道水からは国の目標値を超える値というのは出ていないということですが、一度体に入ったものというのは今後どうなっていくのでしょうか。

鯉淵さん：半減期といいまして、体の中で半分の濃度になるというのが大体3年から5年というふうに言われております。

PFAS 3~5年 血中濃度半減

摂取が止まれば3年、5年たてば濃度が半減してくるということになります。

桑子：環境省のデータをもとに、私たちが独自の全国マップを作りました。これ以外にも先週、沖縄県で新たに国の値を超える場所が明らかになっています。鯉淵さん、まだやはり全体像というのはつかめていないということなののでしょうか。

鯉淵さん：今までたくさん使われていたものですよね。ですから、あちらこちらで造られていて、使われていて貯蔵もされていた。それが何らかの原因で地中に漏れてしまった現状になっているわけです。またそれが地下水に乗って流れてしまっているので、まだまだこれから出てくる可能性はあると思います。

桑子：他の地域でも出てくる可能性がある。それをいざ除染するとなると、現実的

にどうでしょうか。

鯉淵さん：地下水で全部広がってしまっているの、ごっそりとそこから土を取ってしまうというのは難しいと思います。ですから、見つけたらまずその水を飲まないとか、そういう対策がまず重要になるのではないのでしょうか。

桑子：では、この PFAS の対策をどう進めていけばいいのか。先行するアメリカと日本の間には大きな差があります。

有害な PFAS 対策は？ アメリカと日本の“差”

今、アメリカ政府は 1 兆 3,000 億円の予算を投じて対策の強化を進めています。

3 月には水道水の新たな規制値案として、1 リットルあたり 4 ナノグラムという値を提示。日本と比べて厳しい値です。

アメリカ軍も対応を迫られて

います。ミシガン州では泡消火剤の影響で湖の汚染が発覚。軍は巨大なフィルターを設置し、地下水を浄化して排水しています。

さらに、空軍が主導して環境問題の専門家や住民と話し合い、対策につなげる場を設けています。

一方、日本では多くの課題が残されています。

水道水の PFAS 対策を余儀なくされている沖縄県。汚染源の調査が進まないため、責任の所在が分からないまま自治体がみずから対策を行っています。

PFAS を吸着する高性能の活性炭を浄水施設に導入。これまでにかった費用は 30 億円。負担は膨らんでいます。

沖縄県企業局 伊佐智明 配水調整監 (当時)

「対策をいつまで続ける必要があるか、見通せない。国や米軍には対策にかかる費用も負担していただきたい」



東京新聞 (横田基地の PFAS 概要)

東京の PFAS 井戸水の汚染はどこから

「撮影禁止，録音禁止」PFAS 汚染問題で横田基地立ち入りが実現したはいいが…「子どもの遠足みたいだ」

2025 年 1 月 20 日 06 時 00 分

発がん性が疑われる有機フッ素化合物（PFAS = ピーファス）を含む汚染水が外部に流出したとして，米軍横田基地（東京都福生市など）に国や自治体が，PFAS 問題では初めて立ち入りし，20 日で 1 カ月。その後，具体的な動きはなく，本格的な調査を求める声が強まる。東京・多摩地域の地下水汚染は基地が原因なのか。原因究明に向けた課題と，先行する他県の米軍施設周辺の汚染の現場を探った。（松島京太）

◆日米地位協定により日本側が自由に調査活動できない

アスファルトの切れ目に染み込む泡消火剤＝米軍横田基地で（米軍関係者提供）

「撮影禁止。録音禁止。ここで見たものと聞いたことは，日米両政府の合意がなければ公表できません」。米軍横田基地の第 5 ゲート前で昨年 12 月 20 日朝，防衛省職員が 20 人ほどの自治体職員に，くぎを刺した。

8 月の PFAS 汚染水の流出事故後，自治体などが要請を続け，日本側の横田基地への立ち入りがようやく実現した。国や都，周辺自治体の関係者が基地内で米軍から説明を受けたが，防衛省職員の忠告は，日米地位協定により日本側が自由に調査活動できないことを物語っていた。

2024 年 8 月の PFAS 漏出事故 昨年 8 月 30 日，米軍横田基地内の消火訓練エリアにある貯水池の PFAS 汚染水約 4 万 7000 リットルが豪雨の影響で漏出。一部が雨水溝に流れ込み，基地外へと流出した可能性が高いと米軍が初めて認めた。横田基地では 2023 年までに PFAS の漏出事故が 8 件発生しているが，米側は基地外への流出を認めていない。

米軍が案内したのは，基地内北東部の消火訓練場と漏出元とされる貯水池。米軍関係者によると，貯水池には消火訓練で使われた PFAS 成分が含まれる水がためられていた。2023 年 11 月時点の米軍の調査では貯水池の水から，国の暫定指針値の約 32 倍に当たる 1 リットル当たり 1620 ナノグラムの PFAS が検出された。

発見時期	
2010年1月	格納庫から19～38Lが漏出
12年10月	倉庫のドラム缶から泡消火剤の原液97Lが漏出。回収量は76L以下
11月	消防署の貯蔵タンクから原液約3000Lが漏出。全てが土壌に浸透
20年5月	消防車から原液4L漏出。全量を回収
8月	消防車から95L漏出。76Lを回収し、残りは蒸発
11月	消防車からアスファルトに原液4L漏出。回収量はゼロ
22年6月	消火用の配管から漏出
23年1月	ショッピングモールの物販搬入口で760Lが漏出
24年8月	消火訓練場の貯水池から約4万7000Lの汚染水が漏出
12月20日 防衛省などが立ち入り	

米軍横田基地で発生したPFASの漏出事故

米側は基地外への流出を認めず
高いと認める

流出の可能性が

◆「進展は一切ない。何の意味があるのか」

米軍横田基地に立ち入る防衛省や自治体の職員ら＝2024年12月20日、福生市で
立ち入りで米軍は「汚染水の一部は焼却処分した」と説明。自治体職員からは「本当に処分したのか」「なぜ残っている水の濃度を測定しないのか」と質問が相次いだ。米軍側から明確な回答はなく、滞在時間は1時間ほどにとどまった。基地関係者が振り返る。「話を聞いて帰っただけで、子どもの遠足みたいだ」

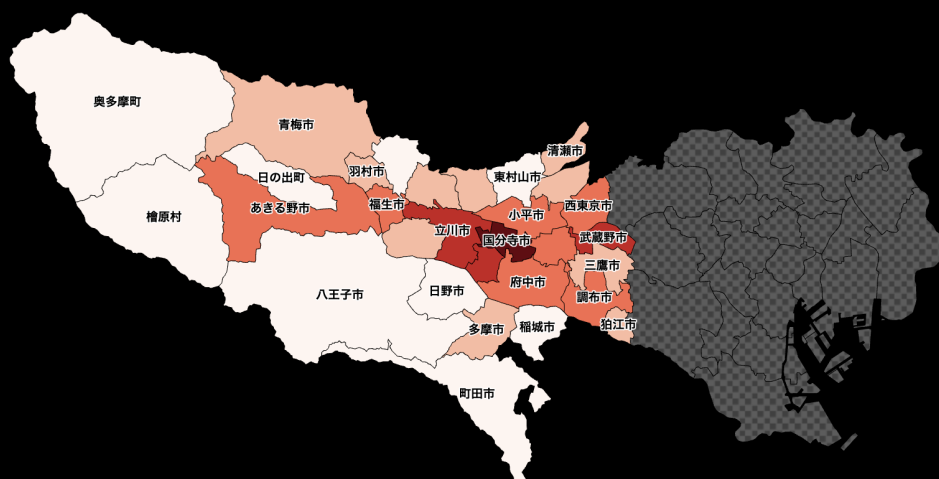
今後、地位協定に基づく環境補足協定による公式の調査として、貯水池のPFAS濃度を測定することになっている。ただ具体的な日程や手法は不透明なまま。ある自治体担当者は「進展は一切ない。しかも水の濃度を測るだけで、何の意味があるのか」と語る。

8月の漏出以外にも、基地周辺への汚染の原因と疑われることがある。消火訓練で

血中PFAS濃度が米国の指標を超えた人の割合

マウスオーバーで詳細データを確認できます

0 20 40 60 100



血液に含まれるPFASの濃度がアメリカの指標値※を超えた人は全域に広がっていました。

※7種類のPFASの合計値が血液1ml当たり20ナノグラム

自治体別に見ると、取水が止まった浄水所が多くある国分寺市の住民は、最も割合が高い92.9%でした（検査を受けたのは85人）。

他に立川市、武蔵野市、国立市は60%を超えました。

周辺の府中市、小平市、あきる野市、福生市、西東京市なども、アメリカの指標値を超えた人の割合が高かったのです。

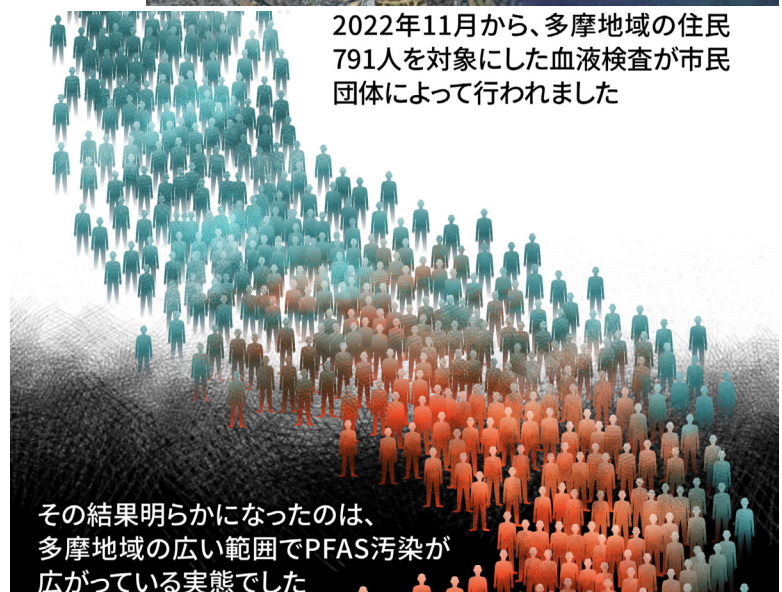
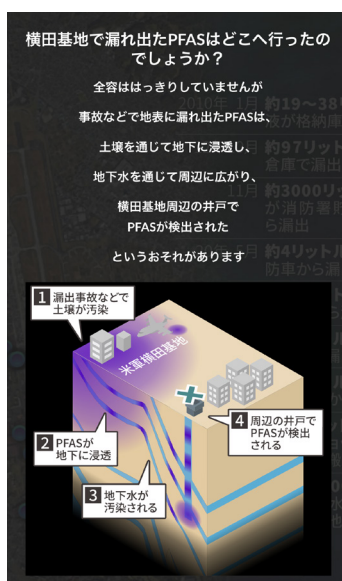
の散布だ。東京新聞が入手した米軍の2008年の訓練記録写真では、複数の消防車両が出動し、広範囲に泡消火剤がまかれる様子が写っていた。泡が場内のアスファルトをはみ出して土部分に到達したり、アスファルトの切れ目に染み込んだりしている状態も確認できた。

◆「日本側は米軍に詳しく確認する必要がある」

2009年に作成された訓練関係の内部文書によると、訓練では通常、消火剤を散布した後、訓練場の洗浄や消火剤の回収などはせず、そのままにしている運用が記載されている。

横田基地広報部は「現在の訓練では泡消火剤を使用していない」などとし、事実関係や消火訓練の実施期間について回答を避ける。PFASに詳しい京都大の原田浩二准教授（環境衛生学）は「消火訓練も土壌を通じて地下水に影響を及ぼした可能性がある。使用期間や頻度などを日本側は米軍に詳しく確認する必要がある」と指摘する。

市民団体「PFAS汚染を明らかにする立川市民の会」の佐々木憲幸さんは「今回の立ち入りは、行政が動かなければ何も始まらなかった。一つ前進した」と評価。その上でこう訴える。「一刻も早く汚染源を特定し、誰が除染するのか責任を明確にしてほしい」



有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物とポリフルオロアルキル化合物の総称。発がん性が指摘され、自然界で分解されにくいことから「永遠の化学物質」とも言われる。

用 途

- ▶ 水をはじく衣類
- ▶ こびりつかないフライパン
- ▶ 半導体製造
- ▶ 泡消火剤など

水や食品を通して
摂取し、体内に蓄積

腎臓がん

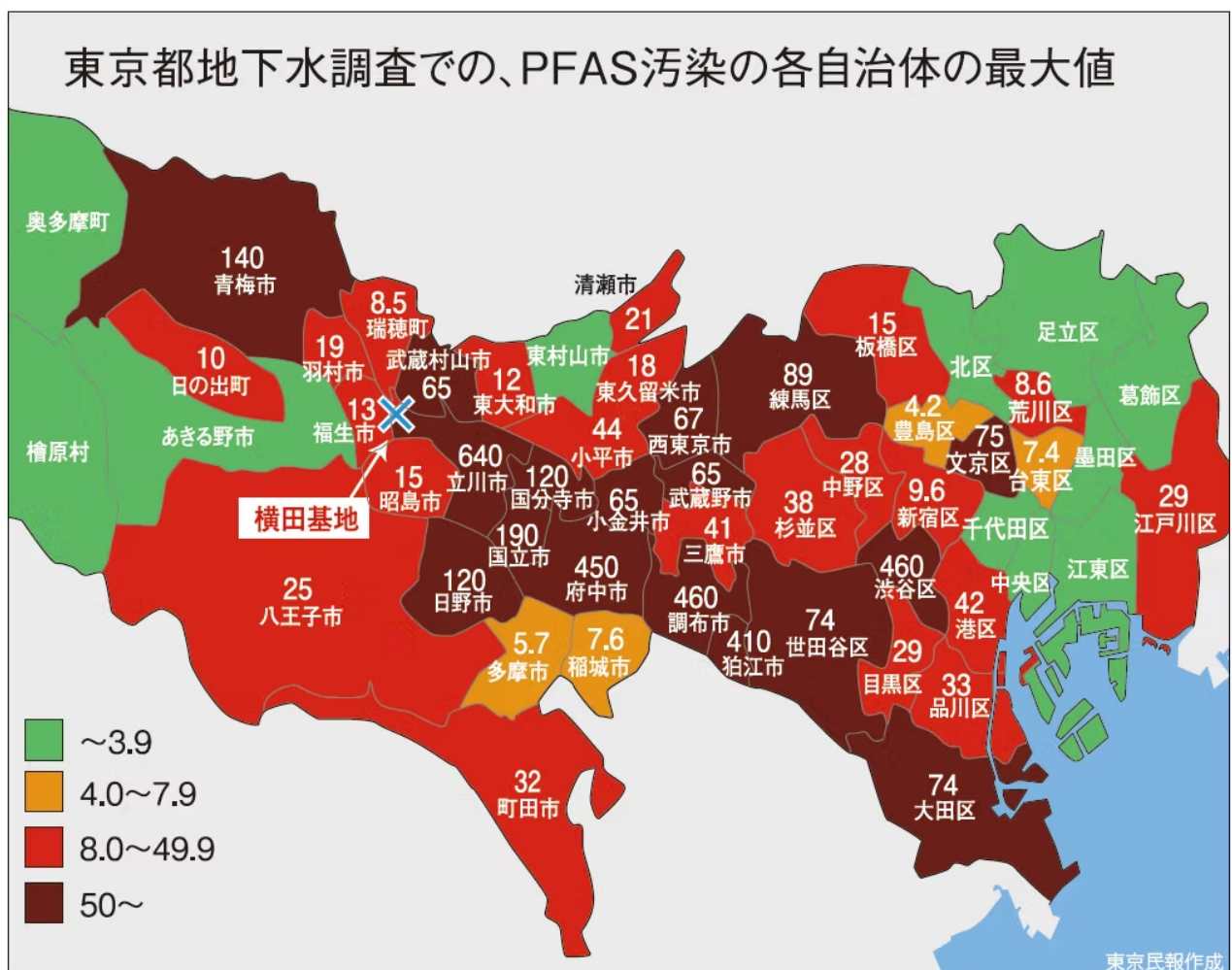
抗体反応の
低下

脂質
異常症

胎児・乳児の
成長阻害

「PFAS」妊婦の血中濃度が子の染色体異常と関連？ 信州大グループが分析、国は「追加調査」に否定的

PFAS 汚染は多摩川沿い？



多摩地域の水道水源として使われていた井戸水から人体に有害な有機フッ素化合物（PFAS）が広範に見つかっている問題をめぐり、住民による自主的な血液検査の取り組みで、これまでに分析を終えた 551 人分の中間結果が 15 日、公表されました。

検査に取り組むのは「多摩地域の PFAS 汚染を明らかにする会」。調査対象は 28 自治体に住む 19 歳から 91 歳です。一部に検出限界以下の数値があった 1 人を除き、ほぼすべての人から PFAS を検出しました。代表的な物質の一つ PFOS での全参加者の平均は 1 ミリリットルあたり 11.1 ナノグラムで、2021 年の環境省の全国調査 3.9 ナノグラムの 2.8 倍でした。同じく代表的な物質 PFOA では 4.0 ナノグラムで、全国平均 2.2 ナノグラムの 1.8 倍でした。

10 人以上の検査参加者があったのは、16 市町。検査した 4 種類の PFAS の合計値で、血中濃度が最も高かったのは国分寺市の 44.9 ナノグラムでした。立川の 29.0 ナノグラムが続き、府中市、小平市、国立市、調布市、あきる野市と続きます（表）。

PFOS+PFOA		
自治体名	検査人数	平均値 (ナノグラム)
国分寺市	84	23.2
立川市	47	19.0
武蔵野市	23	15.8
あきる野市	19	15.2
調布市	21	14.2
国立市	62	14.0
府中市	47	13.9
小平市	28	13.8
西東京市	29	13.4
昭島市	50	13.0
武蔵村山市	40	12.8
福生市	24	12.3
青梅市	19	12.3
小金井市	22	12.2
東大和市	17	11.6
羽村市	23	11.5
三鷹市	13	11.5
日野市	33	10.8
瑞穂町	18	9.6
八王子市	13	7.3

羽村市公式 WEB(都調査)

地下水については、東京都が PFOS 及び PFOA を水質汚濁防止法第 16 条で規定される地下水測定計画に位置づけ、都内を 260 ブロックに分けて概況調査（62 地点 / 年）並びに継続監視調査（前年度の調査で指針値（暫定）を上回った地点）を実施しています。また、PFHxS についても、PFOS・PFOA と併せて調査を実施しています。

市内の概況調査の調査結果は以下のとおりです。以下の年度、市内に継続監視調査地点はありません。（単位：ナノグラム / リットル）

異常に数値が高い青梅

多摩川の汚染は横田基地か？

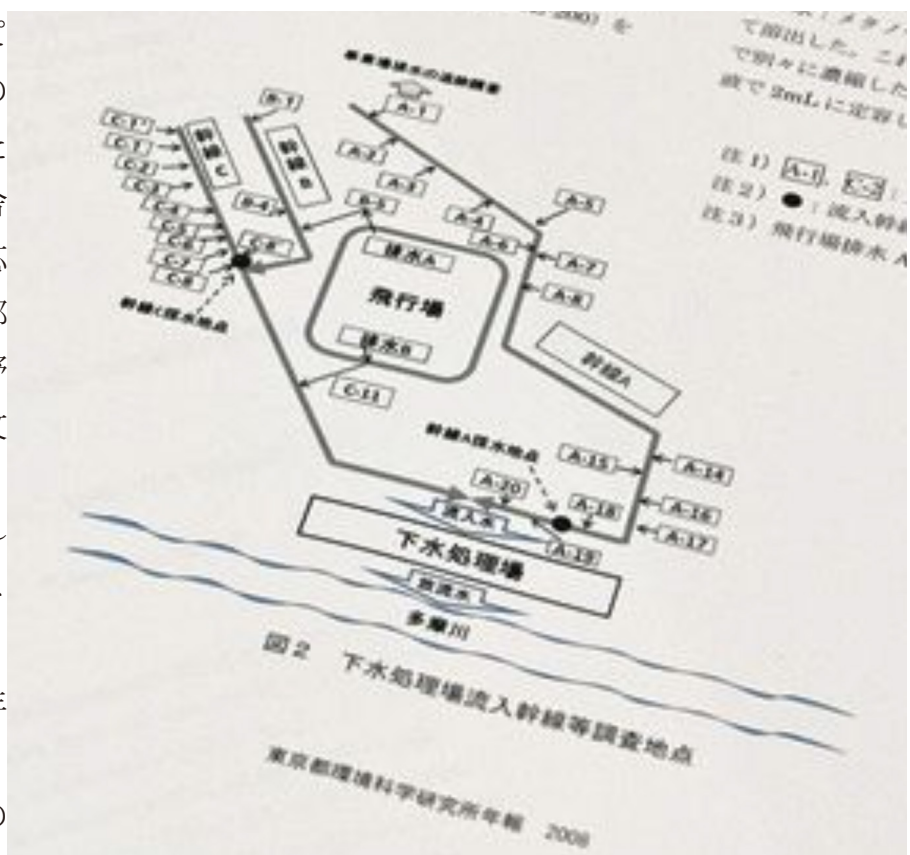
東京都はずっと知っていた・・・PFAS 汚染，15 年前に検出した「飛行場排水 B」とは（東京新聞デジタル）

東京・多摩地域の PFAS（ピーファス）汚染で、住民の血液検査が進められていた 3 月下旬、都庁第 2 本庁舎 10 階の会議室で取材に応じた都環境科学研究所（都環研）の主任研究員の西野貴裕（50）が、ある論文の記述を見つめた。

「飛行場排水 B 67 ～ 410 ナノグラム / リットル」

論文は、自身が 2008 年に執筆した。西野らは当時、多摩地域を流れる多摩川の PFAS 濃度が高いことに着

目し、汚染源を突き止めるため 04 年から調査をしていた。



日の出 ニツ塚処分場

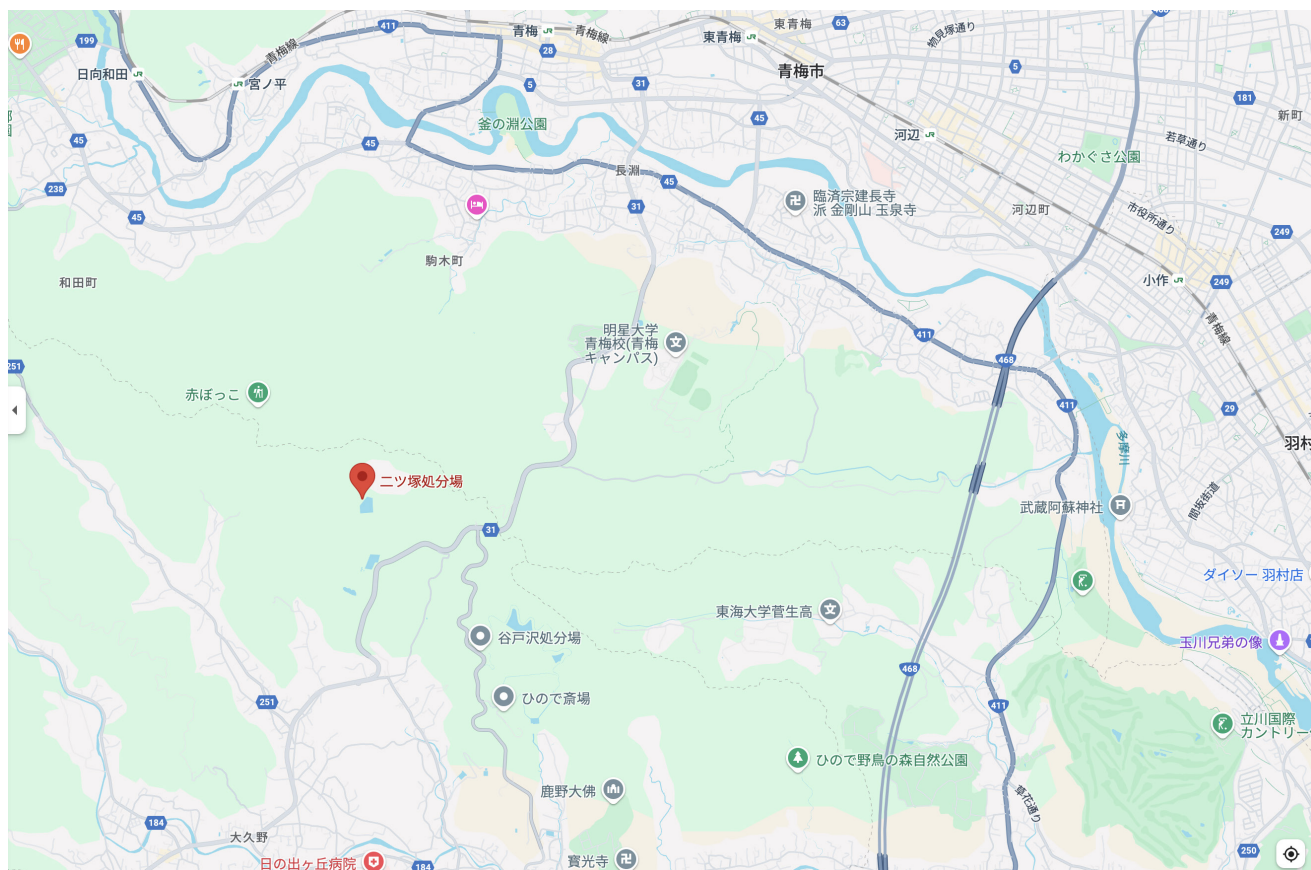
多摩川の上流にあるのは「日の出 ニツ塚処分場」

日の出の森・支える会

■日の出の森・支える会は 1994 年に発足しました。今年で 30 年になります。この間、処分場による被害を受ける地元住民の活動やトラスト運動を支援し、全国のごみ問題に取り組む人々と協力して「ごみになる物は買わない，つくらせない」「ごみの焼却・埋め立て処分の見直しを」「ごみ減量，資源循環型社会の実現を」と訴えつづけてきました。

■ごみを出す側の三多摩の住民たちが，日の出町地元の人々を支援してごみ問題の解決を図ろうと一緒に運動を始めました。これが「日の出の森・支える会」の始まりです。しかしその後多くの反対にも関わらず，ニツ塚処分場が建設され，更にはエコセメント工場が建設されて今に至っています。

■こうした方法が本当にいいのかどうかを私たちはもう一度問い直さなくてはならないと考えています。経済的に成り立つのか？本質的な解決方法はないのか？今も続く地下水の汚染はどうか？計測はされていないが，P F A S などの新たな汚染物質は出ていないのか？様々な問題は未解決のままです。皆さんにはぜひともこの集まりに参加をしていただいて，ごみの問題を今一度，考えていただくようお願いします。



不燃ごみの中に 有害ごみは絶対に 入れないで下さい

不燃ごみは、日野市クリーンセンターで細かく砕いて二ツ塚最終処分場に運び込み、飛散防止のために土をかぶせて埋め立てています。私たちが排出している不燃ごみに有害ごみが混じっていると、有害物質を埋め立ててしまうことになります。

そのため、有害物質などが不燃ごみの中に混入することがないように、私たちはしっかりと分別しなければなりません。混入が繰り返されると、処分場への搬入が停止され、不燃ごみの最終処分ができなくなってしまうのです。

不燃ごみの中には、有害ごみを絶対に入れないよう、分別の徹底にご協力ください。



不燃
ごみ搬入
の様子

有害ごみの出し方

① 蛍光灯（割れたものを含む）



割れないように
紙などに包んで

不燃

② 乾電池、ボタン電池、水銀体温計、ライター、スプレー缶、カセットボンベ



中身を
使い切った
後から

不燃

③ テープ類すべて（ビデオテープ、カセットテープ、プリンターやFAXのインクリボンなど）



中身の見える
袋に入れて

不燃

ケースがある場合はケースに入れて、

※①②③はひとまとめにせずお出しください

日の出町のご協力により 最終処分場が運営されています

日の出町にある二ツ塚最終処分場は、町民の皆さまのご理解・ご協力のもと、運営されています。日の出町以外の地域から運び込まれたごみを受け入れてくださっている日の出町の皆さまのご理解・ご協力に感謝しつつ、私たちはより一層のご減量と徹底した分別に努めなくてはなりません。

次の最終処分場の確保は非常に困難です！

二ツ塚最終処分場は、私たちにとって最後の砦です。二ツ塚最終処分場に続く最終処分場の確保は非常に困難であり、この二ツ塚最終処分場が満杯になると、次の処分場はありません。

このため、この二ツ塚最終処分場を可能な限り長く使い続け、次の世代、また次の世代へと引き

継いでいかなければなりません。

最終処分場を受け入れてくださっている日の出町の皆さまのご理解・ご協力に因應するためにも、市を挙げて徹底したごみの分別と減量に取り組んでいきましょう。

ごみ処理は同じ課題を抱える市町村が 共同で処理しています

二ツ塚最終処分場の運営を行っている「東京たま広域資源循環組合」は、多摩地域25市1町で構成された一部事務組合（同じ事業を複数の地方公共団体が運営する場合に設立される組合）です。

最終処分場だけでなく、ごみの焼却処理な

ども施設の建設・運営を一部事務組合で行っている市町村が増えています。

ごみ処理を広域で行うことは、「市に処分できる場所がない」、「最終処分に経費がかかる」などの問題を抱える市町村にとって、経費の縮減や処分場確保の面で利点があります。

可燃ごみも さらなる減量を

可燃ごみは、日野市クリーンセンターで焼却し、その焼却灰を二ツ塚最終処分場に運び込みます。

今まで焼却灰は埋め立てていましたが、処分場内にエコセメント化施設を建設し、平成18年から可燃ごみを焼却した灰をエコセメントの材料として100%資源化しています。

これにより、処分場の運営期間が大幅に延伸されましたが、処分場は有限の施設であり、引き続き可燃ごみの減量に取り組むことに変わりはありません。

可燃ごみはその半分近くが「生ごみ」です。

- ① 余分なものは買わない
- ② 食材は使いきる
- ③ 食べ残しはしない
- ④ 生ごみの水分をよく絞る
- ⑤ ダンボールコンポストなどにより生ごみを堆肥化する

これらの取り組みにより、生ごみのさらなる減量にご協力ください。



エコ
セメント化
施設



エコ
セメント
製品

道路の緑石や側溝、歩道の舗装ブロックなど

■ごみの清掃工場や廃棄物処分場ではどうかPFAS類は分解するのに1500℃が必要だと言われていますが、清掃工場ではごみ焼却温度は約980℃前後です。燃やしたごみの中の撥水加工をしたカーペットなどの繊維類、撥水加工をした食品ペーパーなどにはPFAS類が含まれている可能性があり、熱で分解しないまま焼却灰に含まれ処分場へ運ばれているはずです。日の出町にある処分場では水質調査の「人の健康の保護に関わる項目」にPFAS類の調査も加えて測定したらどうでしょう。あるいは各自治体の清掃場周辺では焼却時にバグフィルターをすり抜けたPFAS類が拡散、沈着している可能性もあります。工場周辺の土壌調査をしてみる必要があるのではないのでしょうか。私たちは「PFASは水の問題」だと考えていましたが、実はもっと身近な土壌にも存在している可能性があると思われます。

PFAS から子どもたちを守るために

子供の染色体異常に関連する可能性 流産やダウン症の原因に

PFAS が子供の「染色体異常」に関連する可能性

PFAS(有機フッ素化合物)をめぐっては、各地域の河川から暫定目標値を超える値で検出が確認されるなど、問題が相次いでいます。

環境省による「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」の一環として、

信州大学は、PFAS が子供の「染色体異常」に関連する可能性があることを発表しました。

▷妊娠中の母親の血液中の PFAS（有機フッ素化合物）濃度が上がると、生まれてくる子供の染色体異常が増える。

▷染色体異常は、流産を引き起こすほか、ダウン症候群の原因ともなる。

母親の PFAS 血中濃度が 2 倍⇒子供が染色体異常になる割合 2.25 倍と推定

この研究において血中濃度を測定した母親は 24724 人で、遺伝子検査で染色体異常が確認された子供は 44 人でした。（※ 44 人の母親の血中濃度は示されていない）

分析の結果、母親の体内で PFAS（7 種類）の血中濃度が 2 倍になると、子供が染色体異常になる割合が 2.25 倍に増えると推定されています。

また、染色体異常になる割合がもっとも高くなるとされた物質は、既に製造・使用が禁止されている PFOS で 2.08 倍でした。

論文では、染色体異常を確認したのが 44 例と少ないことなどから、研究結果を慎重に解釈し、今後の研究が必要だと付言しています。

参考記事▷衝撃の調査結果！PFAS が子どもの「染色体異常」に関連する可能性を初めて指摘…信州大学が発表

具体的な対策 :AI による概要

・浄水器やウォーターサーバーの使用 : 浄水器は、水道水に含まれる PFAS を効果的に除去できるため、特に子供には推奨されます。ウォーターサーバーも同様に、浄水機能を持つものが多く、水道水に含まれる PFAS を除去できます。

東京都葛飾区では、浄水器の設置に関する相談窓口や補助金制度なども検討している自治体もあるので、確認してみましょう。

・PFAS フリー製品の選択 : 防水加工された衣類や調理器具など、PFAS が使用されている可能性がある製品は、PFAS フリーの製品を選ぶようにしましょう。特に、子供が使用する製品については、慎重に選びましょう。

・水質情報の確認 : 東京都葛飾区の水道水質に関する情報や、PFAS の濃度情報を確認しましょう。水質情報に基づいて、適切な対策を検討しましょう。

・生活習慣の見直し : PFAS が使用されている可能性がある製品の使用を控えるなど、日々の生活の中で PFAS を避ける努力をしましょう。特に、子供が使用する製品については、PFAS フリーの製品を選ぶように心がけましょう。

VI. 令和6年度経営分析

1. 決算状況

表 1-1. 法人単位資金収支計算書 (決算)

区分	収入	支出	差額
事業活動による収支	552,075,868	488,395,898	63,679,970
施設整備等による収支	437,000	18,788,336	△ 18,351,336
その他の活動による収支	3,802,270	48,898,149	△ 45,095,879
予備費			0
当期資金収支差額合計			232,755
前期末支払資金残高			60,331,992
当期末支払資金残高			60,564,747

表 1-2. 本部拠点区分資金収支計算書 (決算)

区分	収入	支出	差額
事業活動による収支	5,834,471	3,382,574	2,451,897
施設整備等による収支	0	0	0
その他の活動による収支	0	2,400,000	△ 2,400,000
予備費			0
当期資金収支差額合計			51,897
前期末支払資金残高			5,756,377
当期末支払資金残高			5,808,274

表 2-1. 法人単位事業活動計算書 (決算)

区分	収益	費用	差額
サービス活動増減の部	545,428,866	498,459,559	2,424,057
サービス活動外増減の部	6,651,402	6,641,140	10,262
経常増減差額			46,979,569
特別増減の部	437,000	570,509	△ 133,509
当期活動増減差額			46,846,060
前期繰越活動増減差額			115,075,782
当期末繰越活動増減差額			135,180,432
基本金取崩額			161,921,842
その他の積立金取崩額			2,142,360
その他の積立金積立額			45,000,000
次期繰越活動増減差額			119,064,202

表 2-2. 本部拠点区分事業活動計算書 (決算)

区分	収益	費用	差額
サービス活動増減の部	5,806,631	3,382,574	2,424,057
サービス活動外増減の部	27,840	0	27,840
経常増減差額			2,451,897
特別増減の部	0	0	0
当期活動増減差額			2,451,897
前期繰越活動増減差額			5,846,377

当期末繰越活動増減差額	8,298,274
基本金取崩額	0
その他の積立金取崩額	0
その他の積立金積立額	2,400,000
次期繰越活動増減差額	5,898,274

表 3-1. 法人単位貸借対照表

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	75,176,376	80,693,05	△ 5,516,681	流動負債	35,234,951	40,902,387	△ 5,667,436
固定資産	893,036,999	871,894,719	21,142,280	固定負債	90,873,828	99,005,098	△ 8,131,270
基本財産	384,544,508	411,382,210	△ 26,837,702				
建物	384,544,508	411,382,210	△ 26,837,702				
その他の固定資産	508,492,491	460,512,509	47,979,982	負債の部合計	126,108,779	139,907,485	△ 13,798,706
				純資産の部			
				基本金	38,983,290	38,983,290	0
				国庫補助金等特別積立金	245,502,057	262,923,812	△ 17,421,755
				その他の積立金	438,555,047	395,697,407	42,857,640
				次期繰越活動増減差額	119,064,202	115,075,782	3,988,420
				(うち当期活動増減差額)	46,846,060	17,649,318	29,196,742
				純資産の部合計	842,104,596	812,680,291	29,424,305
資産の部合計	968,213,375	952,587,776	15,625,599	負債及び純資産の部合計	968,213,375	952,587,776	15,625,599

表 3-2. 本部拠点区分貸借対照表

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	5,808,274	5,756,377	51,897	流動負債	0	0	0
固定資産	35,418,377	33,018,377	2,400,000	固定負債	0	0	0
基本財産	0	0	0				
建物	0	0	0				
その他の固定資産	35,418,377	33,018,377	2,400,000	負債の部合計	0	0	0
				純資産の部			
				基本金	0	0	0
				国庫補助金等特別積立金	0	0	0
				その他の積立金	35,328,377	32,928,377	2,400,000
				次期繰越活動増減差額	5,898,274	5,846,377	51,897
				(うち当期活動増減差額)	2,451,897	1,567,436	884,461
				純資産の部合計	41,226,651	38,774,754	2,451,897
資産の部合計	41,226,651	38,774,754	2,451,897	負債及び純資産の部合計	41,226,651	38,774,754	2,451,897

※：決算報告書
別巻

2. 財務分析

東京都が新会計基準に準拠したフォーマット
巻末に添付

3. 社会福祉充実残額

巻末に添付

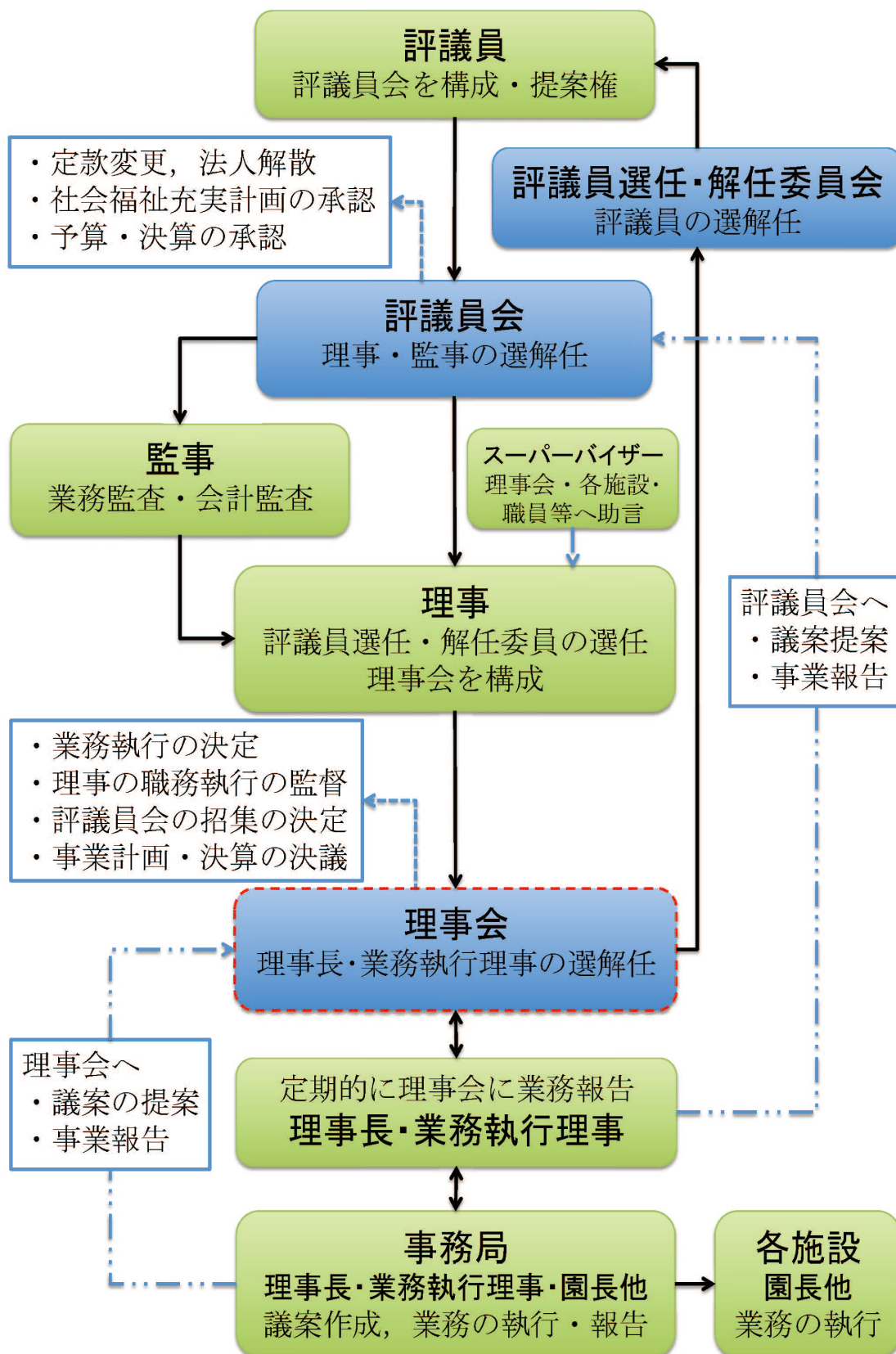
4. 経営分析表

巻末に添付

5. 長期修繕計画・資金計画

巻末に添付

かやの実社 令和6年度 資料編
法人組織図



1. 法人組織

(1) 評議員選任・解任委員会

評議員専任・解任委員会は、理事長の（理事会で審議推薦された評議員候補）の提案を受け、評議員の選任ならびに解任を行う。

評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 4 名で構成する。

なお、理事が、理事会の決定に従い評議員候補者等の提案を行うことは通常と考えられ、その提案の説明・質疑対応のために出席することは可能である。

事務局員に法人の職員になることは可能であり、定款において「事務局員」を「職員」と定めることも可能。

監事・事務局員を委員としないことは可能であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員 1 名を委員とすることが適当。

評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

評議員選任・解任委員会は合議体の機関であることから、3 名以上とすることが適当（厚生労働省）。

(2) 評議員会

評議員は 7 名以上（理事数＋1 名以上）で構成する。評議員会は評議員会決議事項等の法人の重要事項、（1. 理事・監事・会計監査人の専任、2. 理事・会計監査人の解任、3. 理事・監事の報酬、4. 計算書類の承認、5. 役員報酬基準の承認、5. 社会福祉充実計画の承認、6. その他、定款で定める決議事項（監事の解任、定款の変更、法人の解散、吸収合併消滅または存続する場合の吸収合併契約、新設合併により消滅する場合の新設合併契約）の決議機関。

評議員のあり方：評議員は、事前送付された議案についてあらかじめ検討し、自ら関連資料をあたり、理事長提案の議案が議決、事務局提案の議案が決議されるよう努めなければならない。また、評議員は安易に施設と関わることは避け、必要な場合は理事長（あるいは業務執行理事）と園長の了解のもとで、個人ではなく組織の一員として関わること。

(3) 理事会

理事会は理事 7 名、監事 2 名で構成する。理事会は法人業務の執行機関であり、法令に定める決議事項（1. 理事長・業務執行理事の専任・解任、2. 評議員会の招集に係る事項、3. 計算書類、事業報告、付属明細書、4. 重要な財産の処分及び譲受け、5. 多額の借財、

6. 重要な役割を担う職員の専任・解任, 7. 従たる事務所その他の重要な組織設置, 変更, 廃止, 8. 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適性を確保するために必要な体制の整備, 9. 役員の社会福祉法人に対する損害賠償責任の一部免除, 10. その他定款で決議事項としている事項（会長, 副理事長等の法人独自の役職を定款で定めた場合の専任・解任, 理事会運営規定などの重要な法人の規定, 評議員会に提出する役員候補者名簿, 評議員専任解任委員会に提出する評議員候補者名簿, 施設の新設・大規模改修, 新規事業の実施・事業の廃止, 特別の条件がついた寄付の受け入れ, 事業計画・収支予算書, その他, 業務の執行に関し必要と認める事項）の決議機関。

- ・ 理事長のあり方：理事長は法人内の意思決定, 業務執行の最高責任者である。事業計画・報告の作成にあたっては, 法人の理念, 保育事業内容, 児童処遇, 職員処遇について簡潔にまとめ, 計画では当該年度の重要課題について, 報告では重要課題の実施状況について詳述し, 理事会で議決される。また, 理事会においては理事に対し議案の意見誘導をすることなく, 公平に意見集約に務め, 可能な限り全員一致で可決を基本とする。それが困難な場合には理事長が責任を持って意見集約し, 多数決となった場合は理事会議事録の決議事項に議案の採決結果（賛成○人, 反対○人を明記し, 反対意見も付記する。

- ・ 法人役員（理事, 監事）のあり方：法人役員は, 事前送付された議案についてあらかじめ検討し, 自ら関連資料をあたり, 理事長提案の議案が議決, 事務局提案の議案が決議されるよう努めなければならない。また, 役員は安易に施設と関わることは避け, 必要な場合は理事長（あるいは業務執行理事）と園長の了解のもとで, 個人ではなく組織の一員として関わること。

- ・ 法人事務局のあり方：法人事務局は, 理事長・業務執行理事・園長他で構成し, 理事会等の議案書の作成, 決議事項の業務執行並びに報告を行う。法人事務局長は, その具体的事務的手続き（理事長の指示により各会議招集, 各会議の議案及び関係書類を作成し, 必要に応じて各会議で資料の説明を行い, 各会議の議事録の取りまとめ, その他理事長の指示により必要な法人事務のいっさいを行う。統括会計責任者は, 理事長の指示により法人, 施設の計算書類（予算書, 決算書, 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画等）, 施設設備整備等の長期資金計画等の最終作成を行う。

社会福祉法人財務分析計算シート（法人全体・施設）			
	決算数値・財務指標	決算数値入力	入力金額の説明
貸借対照表	流動資産	75,176,376	資産の部「流動資産」
	固定資産	893,036,999	資産の部「固定資産」
	流動負債	35,234,951	負債の部「流動負債」
	短期運営資金借入金	0	負債の部「流動負債」の「短期運営資金借入金」
	役員等短期借入金	0	負債の部「流動負債」の「役員等短期借入金」
	1年以内返済予定長期運営資金借入金	10,236,000	負債の部「流動負債」の「1年以内返済予定長期運営資金借入金」
	1年以内返済予定役員等長期借入金	0	負債の部「流動負債」の「1年以内返済予定役員等長期借入金」
	固定負債	90,873,828	負債の部「固定負債」
	長期運営資金借入金	0	負債の部「固定負債」の「長期運営資金借入金」
	役員等長期借入金	0	負債の部「固定負債」の「役員等長期借入金」
	純資産の部合計	842,104,596	「純資産の部合計」
事業活動計算書	経常経費寄附金収益	622,181	サービス活動増減の部 収益「経常経費寄附金収益」
	サービス活動収益計	545,428,866	サービス活動増減の部 サービス活動収益計
	人件費	409,280,046	サービス活動増減の部 費用「人件費」
	事業費	40,300,714	サービス活動増減の部 費用「事業費」
	事務費	34,868,806	サービス活動増減の部 費用「事務費」
	福利厚生費(拠点計)	17,410,181	拠点区分事業活動計算書 サービス活動増減の部 費用 事務費「福利厚生費」をすべての拠点合計する
	業務委託費(拠点計)	12,253,498	拠点区分事業活動計算書 サービス活動増減の部 費用 事務費「業務委託費」をすべての拠点合計する
	減価償却費	0	サービス活動増減の部 費用「減価償却費」
	国庫補助金等特別積立金取崩額（+数値で入力）	437,000	サービス活動増減の部 費用「国庫補助金等特別積立金取崩額」
	経常増減差額	46,979,569	経常増減差額
以下の決算数値は、施設の財務分析のみで使用します。			
貸借対照表	有形固定資産(土地を除く。)取得価額	786,003,371	資産の部「基本財産」及び「固定資産」の「建物」「構築物」「機械及び装置」「車両運搬具」「器具及び備品」「建設仮勘定」「有形リース資産」の取得価額を合計する(貸借対照表又は注記から入力)
	有形固定資産減価償却累計額(+数値で入力)	380,411,846	資産の部「基本財産」及び「固定資産」の「建物」「構築物」「機械及び装置」「車両運搬具」「器具及び備品」「建設仮勘定」「有形リース資産」の減価償却累計額を合計する(貸借対照表又は注記から入力)
	1年以内返済予定リース債務	0	負債の部「流動負債」の「1年以内返済予定リース債務」
	1年以内返済予定設備資金借入金	10,236,000	負債の部「流動負債」の「1年以内返済予定設備資金借入金」
	設備資金借入金	46,511,000	負債の部「固定負債」の「設備資金借入金」
	リース債務	0	負債の部「固定負債」の「リース債務」
資金収支計算書	借入金利息補助金収入	249,540	拠点区分資金収支計算書 事業活動による収支 収入「借入金利息補助金収入」
	事業活動収入計	552,501,000	拠点区分資金収支計算書 事業活動による収支 収入「事業活動収入計」
	支払利息支出	250,000	拠点区分資金収支計算書 事業活動による収支 支出「支払利息支出」
	事業活動資金収支差額	63,679,000	拠点区分資金収支計算書 事業活動による収支「事業活動資金収支差額」
	設備資金借入金元金償還補助金収入	437,000	拠点区分資金収支計算書 施設整備等による収支 収入「施設整備等補助金収入」の「設備資金借入金元金償還補助金収入」
	設備資金借入金元金償還支出	10,236,000	拠点区分資金収支計算書 施設整備等による収支 支出「設備資金借入金元金償還支出」
	ファイナンス・リース債務の返済支出	0	拠点区分資金収支計算書 施設整備等による収支 支出「ファイナンス・リース債務の返済支出」
	長期運転資金借入金元金償還支出	0	拠点区分資金収支計算書 その他の活動による収支 支出「長期運転資金借入金元金償還支出」
財務分析の計算結果			
財務指標(共通)	<短期安定性>流動比率	213.4%	⇒ 150%以上なら優良。100%未満の場合流動負債が流動資産を上回っている。
	<長期安定性>純資産比率	87.0%	⇒ 高いほどよい。50%未満の場合自己資本より負債が上回っている状態。%
	<長期安定性>固定長期適合率	95.7%	⇒ 100%未満であること。100%以上の場合固定資産が過大投資の可能性
	<費用合理性>人件費率+委託費率	77.3%	⇒ 85%未満であること。85%以上の場合、対策を検討する必要有り。%
	<費用合理性>労働分配率	86.6%	⇒ 100%未満であること。100%以上の場合限界利益以上の人件費が支出されている。
	<収益性>経常増減差額率	8.6%	⇒ 通常5%程度。マイナスが続く場合、事業の継続性が危ぶまれる。
	<借入の割合>サービス活動収益対運営資金借入金比率	1.9%	⇒ 通常2%程度、少ない方がよい。おおきい場合は事業活動収入比の返済割合が大。
財務指標(施設)	<資金繰り>借入金償還余裕率	15.4%	⇒ 100%を上回る場合は財務安定性に問題が生じている可能性がある。
	<資金繰り>債務償還年数	1.1	⇒ 値が主要設備の残存耐用年数に比し著しく大きい場合借入金残高と収支に問題が生じている。
	<資金繰り>事業活動資金収支差額率	11.5%	⇒ 値がマイナスの場合期末支払資金残高の取崩をきたし、資金繰りに窮する可能性がある。
	<費用合理性>事業費比率	7.4%	⇒ 値の多寡と推移を分析することが有用。
	<費用合理性>事務費比率	6.4%	⇒ 値の多寡と推移を分析することが有用。
	<資産合理性>固定資産老朽化率	48.4%	⇒ 値が高い場合、建物等の設備の老朽化が進み、設備行進の必要性が高まっている。

1. 「活用可能な財産の算定」

項目	金額
資産（a）	968,213,375
負債（b）	126,108,779
基本金（c）	38,983,290
国庫補助金等特別積立金（d）	245,502,057
合計（a－b－c－d）	557,619,249

手入力（必須入力）するセルです（※「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」搭載版では、他シートを参照して入力してください。）

計算式が設定されており、入力することはできません。

手入力するセルです。（不明の場合は、記載要領に従って入力してください）

合計額を算出するための計算式が設定されており、入力することはできません。

プルダウンリストから選択するセルです。直接入力することはできません。

2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

（1）財産目録における貸借対照表価額

合計（a）	434,202,788
-------	-------------

（2）対応負債

項目	金額
1年以内返済予定社会福祉連携推進業務設備資金借入金	
1年以内返済予定設備資金借入金	10,236,000
1年以内返済予定リース債務	
社会福祉連携推進業務設備資金借入金	
設備資金借入金	46,511,000
リース債務	
合計（b）	56,747,000

（3）合計

項目	金額
財産目録合計（a）	434,202,788
対応負債合計（b）	56,747,000
対応基本金（c）	38,983,290
国庫補助金等特別積立金（d）	245,502,057
合計（a－b－c－d）	92,970,441

3. 「再取得に必要な財産」

（1）将来の建替費用

財産の名称等	取得年度	建設時延べ床面積 (小数点以下第4位を四捨五入)	建設時自己資金	大規模修繕実績額	減価償却累計額	建設単価等上昇率				
						①建設工事費 デフレーター	②1㎡当たり単価上昇率			
							一般的1㎡当たり 単価（a）	当該建物の建設時 の取得価額（b）	建設時延べ床 面積（c）	a/（b/c）
園舎（かやの実保育園）	2011	814.540	23,186,741		164,387,104	1.302	330,000	310,448,241	814.540	0.8
園舎（さくら保育園）	2016	915.070	67,995,994		135,617,623	1.229	330,000	374,100,994	915.070	0.8
						-	330,000		-	-
						-	330,000		-	-
						-	330,000		-	-
合計						-	330,000		-	-

※ 割合は小数点第4位四捨五入。

（3）設備・車輛等の更新に必要な費用

合計	80,407,119
----	------------

（4）合計

項目	金額
将来の建替費用	95,176,516
大規模修繕に必要な費用	31,121,176
設備・車輛等の更新に必要な費用	80,407,119
合計	206,704,811

4. 「必要な運転資金」

項目	金額		月数	合計額
年間事業活動支出	488,395,898	12	3	122,098,974

5. 「計算の特例」

項目	金額		月数	合計額
年間事業活動支出	488,395,898	12	12	488,395,898

6. 「社会福祉充実残額」

項目	金額	控除対象財産計	計算の特例適用
活用可能な財産	557,619,249		
社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等	92,970,441		
再取得に必要な財産	0	581,366,339	
必要な運転資金	0		
計算の特例	488,395,898		
合計	-23,740,000		適用する

7. 「現況報告書に記載する「社会福祉充実残額」

項目	金額
社会福祉充実残額	-23,740,000
社会福祉充実計画用財産	
合計	-23,740,000

残額算定シート

参照するための計算式が設定されていますので、手入力は不要となります。)

		自己資金比率				合計額
①、②のいずれか 高い方の率	③一般的自己 資金比率	④建設時自己資金比率		③、④のいずれか 高い方の率		
		建設時自己資金 (d)	d/b			
66	1.302	25%	23,186,741	7.5%	25.0%	53,508,002
07	1.229	25%	67,995,994	18.2%	25.0%	41,668,514
-	-	25%	-	-	25.0%	-
-	-	25%	-	-	25.0%	-
-	-	25%	-	-	25.0%	-
						95,176,516

(2) 大規模修繕に必要な費用

減価償却累計額 (a)	一般の大規模修 繕 費用比率 (b)	大規模修繕実績 額	合計額①	※大規模修繕額が不明な場合		合計額 (①、②のいずれか)
				貸借対照表価額 (c)	合計額② ((axb) × c / (a+c))	
164,387,104	19%	-	-	146,061,137	14,694,906	14,694,906
135,617,623	19%	-	-	238,483,371	16,426,270	16,426,270
-	19%	-	-	-	-	-
-	19%	-	-	-	-	-
-	19%	-	-	-	-	-
						31,121,176

※文字が赤い色のセルは、データ入力シートとリンクしています。数式等を変更しないよう、ご注意ください！

経営分析表

1 基本データ

法人名：社会福祉法人かやの実社 定員数：110名
施設名：かやの実保育園 処遇改善等加算率：19%

2 年次推移表 直近3年間の資金収支計算書を比較することにより、施設経営の成長性を示しています

	6年度	(1)比率	5年度	(1)比率	4年度	(1)比率
年間延べ園児数 (年間延定員数：1,320名)	1,382名		1,347名		1,388名	
年間稼働率	104.7%		102.0%		103.6%	
収入						
委託費収入	166,757,100	56.3%	148,887,000	54.2%	142,637,270	53.6%
その他の事業収入	126,052,015	42.5%	122,071,907	44.5%	117,171,645	44.1%
借入金利息補助金収入	55,542	0.0%	63,822	0.0%	53,300	0.0%
経常経費寄附金収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
受取利息配当金収入	1,547	0.0%	838	0.0%	838	0.0%
その他の収入	3,422,304	1.2%	3,256,950	1.2%	6,088,854	2.3%
事業活動収入計(1)	296,288,508	100.0%	274,080,517	100.0%	265,951,907	100.0%
支出						
人件費支出	218,449,527	73.7%	209,293,933	76.4%	193,520,101	72.8%
事業費支出	21,176,292	7.1%	18,843,758	6.9%	20,504,741	7.7%
事務費支出	15,440,084	5.2%	24,959,215	9.1%	13,979,895	5.3%
支払利息支出	61,874	0.0%	71,454	0.0%	81,038	0.0%
その他の支出	3,319,680	1.1%	3,100,000	1.1%	2,814,000	1.1%
事業活動支出計(2)	258,447,457	87.2%	256,268,360	93.5%	230,899,775	86.8%
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	37,841,051	12.8%	17,812,157	6.5%	35,052,132	13.2%
収入						
施設整備等補助金収入	258,000	0.1%	2,000,000	0.7%	0	0.0%
施設整備等寄附金収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
設備資金借入金収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
施設整備等収入計(4)	258,000	0.1%	2,000,000	0.7%	0	0.0%
支出						
設備資金借入金元金償還支出	2,604,000	0.9%	2,604,000	1.0%	2,604,000	1.0%
固定資産取得支出	6,237,610	2.1%	2,884,941	1.1%	935,000	0.4%
ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
施設整備等支出計(5)	8,841,610	3.0%	5,488,941	2.0%	3,539,000	1.3%
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	▲8,583,610	-2.9%	▲3,488,941	-1.3%	▲3,539,000	-1.3%
収入						
横立資産取崩収入	2,712,300	0.9%	7,595,010	2.8%	1,377,240	0.5%
拠点区分間繰入金収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他の活動収入計(7)	2,712,300	0.9%	7,595,010	2.8%	1,377,240	0.5%
支出						
横立資産横立支出	31,795,480	10.7%	21,895,200	8.0%	31,348,740	11.8%
拠点区分間繰入金支出	0	0.0%	0	0.0%	1,500,000	0.6%
その他の活動による支出	57,000	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他の活動支出計(8)	31,852,480	10.8%	21,895,200	8.0%	32,848,740	12.4%
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	▲29,140,180	-9.8%	▲14,300,190	-5.2%	▲31,471,500	-11.8%
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)	117,261	0.0%	23,026	0.0%	41,632	0.0%
前期末支払資金残高(12)	24,981,724		24,958,698		24,917,066	
当期末支払資金残高(11)+(12)	25,098,985	8.5%	24,981,724	9.1%	24,958,698	9.4%

3 収益性 施設がいかにか効率的な経営をしているか、また、それにより資金がいくら残ったかを示しています

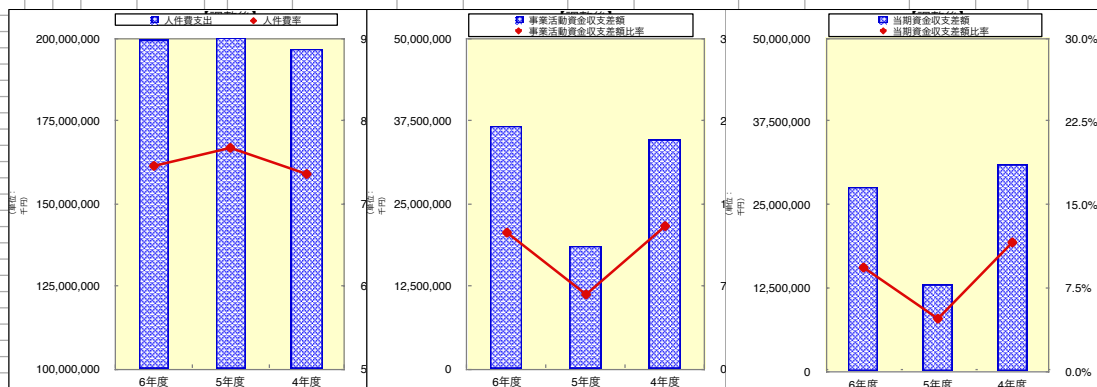
	6年度	比率	5年度	比率	4年度	比率
+						
事業活動収入計(1)	296,288,508		274,080,517		265,951,907	
+						
退職給付引当資産取崩収入	569,940		699,660		1,377,240	
+						
施設整備費積立資産に充てた補助金収入	258,000		2,000,000		0	
【調整後】事業活動収入計 (A)	297,116,448		276,780,177		267,329,147	
① 人件費率 (B)/(A)						
+						
人件費支出	218,449,527		209,293,933		193,520,101	
+						
福利厚生費	1,012,516		1,145,750		1,263,114	
+						
職員被服費	0		21,449		0	
+						
退職給付引当資産支出	1,995,480	74.5%	1,895,200	76.7%	1,848,740	73.6%
【調整後】人件費計 (B)	221,457,523		212,356,332		196,631,955	
② 事業活動資金収支差額比率 (C)/(A)						
+						
事業活動資金収支差額(3)	37,841,051		17,812,157		35,052,132	
+						
退職給付引当資産取崩収入	569,940		699,660		1,377,240	
▲						
退職給付引当資産支出	1,995,480	12.3%	1,895,200	6.7%	1,848,740	12.9%
+						
施設整備費積立資産に充てた補助金収入	258,000		2,000,000		0	
+						
ファイナンス・リース債務の返済支出	0		0		0	
【調整後】事業活動資金収支差額 (C)	36,673,511		18,616,617		34,580,632	
③ 当期資金収支差額比率 (D)/(A)						
+						
当期資金収支差額合計(11)	117,261		23,026		41,632	
▲						
拠点区分間繰入金収入	0		0		0	
+						
拠点区分間繰入金支出	0	9.3%	0	4.7%	1,500,000	11.6%
▲						
その他の横立資産取崩収入	2,142,360		6,895,350		0	
+						
その他の横立資産横立支出	29,800,000		20,000,000		29,500,000	
【調整後】当期資金収支差額合計 (D)	27,774,901		13,127,676		31,041,632	



事業活動収入に占める
人件費の割合を
より正確に示しています

事業活動で
資金がいくら残ったかを
示しています

施設整備や
資金調達・返済を含めた
施設運営全体で、
資金がいくら残ったかを
示しています



④ 収支分岐点 事業活動において、収支が等しくなる（収支がトントンになる）収入がいくらであることを示しています

<計算式>

$$\text{収支分岐点} = \frac{\text{固定費支出}}{1 - \frac{\text{変動費支出}}{\text{収入}}}$$

	6年度	5年度	4年度
【調整後】事業活動収入計（A）	297,116,448円	276,780,177円	267,329,147円
変動費	25,613,756円	58,420,646円	56,053,319円
固定費	237,433,181円	202,346,914円	179,299,196円
収支分岐点収入高	259,832,795円	256,483,490円	226,868,835円
収支分岐点比率	87.5%	92.7%	84.9%
1ヶ月当りの収支分岐点園児数	100名	104名	96名

＊変動費には、園児の増減により変動する費用が含まれ、固定費には園児の増減により変動しない費用が含まれています。

例）変動費・・・非常勤給与、派遣費、事業費など

固定費・・・常勤給与、業務委託費、保守料など

収支分岐点比率は、現在の収入高に対する収支分岐点収入高の比率をいい、低いほど効率的な経営ができていると考えられます

収支分岐点グラフ

④ 安全性 施設の財政状態の安全性を示しています

① 自己純資産比率（E）-（G）-（H）/（F）	6年度	比率	5年度	比率	4年度	比率
純資産の部合計（E）	436,327,129		413,680,610		409,211,223	
資産の部合計（F）	488,446,898	58.0%	469,947,901	53.6%	460,946,631	52.0%
国庫補助金等特別積立金（G）	113,931,966		123,039,739		130,558,144	
基本金（H）	38,983,290		38,983,290		38,983,290	

資産に占める法人自身が蓄積した純資産の割合で比率が高いほど安全性が高くなります

② 支払余力と設備投資予定額の比較

＋ 当期末支払資金残高	25,098,985		固定資産減価償却累計額	203,863,679
＋ 積立資産額	274,683,670		（国庫補助金等特別積立金）	（126,991,263）
▲ 設備資金借入金残高	▲ 15,407,000			
▲ リース債務残高	0			
支払余力 ＊	284,375,655	>	設備投資予定額	76,872,416

＊支払余力＝当期末支払資金残高＋積立資産額-設備資金借入金残高-リース債務残高

支払余力＞設備投資予定額であれば、将来の設備投資予定額のうち、現時点で必要とされる額を確保できていると考えられます

⑤ その他

① 園児及び職員の一人当たり月額給食費

園児給食費

職員給食費

年間給食費 10,120,184円

年間延べ園児数 1,382名

=

7,323円

<

8,000円

園児給食費＞職員給食費である場合には、監査で指摘される可能性があるため、注意が必要です

小林会計事務所

※文字が赤いセルは、データ入力シートとリンクしています。数式等を変更しないよう、ご注意ください！

経営分析表

1 基本データ

法人名：社会福祉法人かやの吏社 定員数：90名
施設名：さくら保育園 処遇改善等加算率：19%

2 年次推移表 ※直近3年間の資金収支計算書と比較することにより、施設経営の成長性を示しています※

		6年度	(1)比率	5年度	(1)比率	4年度	(1)比率
年間延べ園児数	(年間延定員数：1,080名)	1,189名		1,141名		1,192名	
年間稼働率		110.1%		105.6%		110.4%	
収入	委託費収入	148,251,580	59.3%	133,573,020	58.1%	127,890,930	54.2%
	その他の事業収入	98,500,760	39.4%	91,082,502	39.6%	102,908,358	43.6%
	借入金利息補助金収入	193,998	0.1%	225,246	0.1%	189,441	0.1%
	経常経費寄附金収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	受取利息配当金収入	10,801	0.0%	276	0.0%	341	0.0%
	その他の収入	2,995,750	1.2%	5,167,720	2.2%	5,045,380	2.1%
	事業活動収入計(1)	249,952,889	100.0%	230,048,764	100.0%	236,034,450	100.0%
	人件費支出	188,201,030	75.3%	175,494,544	76.3%	175,979,984	74.6%
	事業費支出	19,128,822	7.7%	17,196,010	7.5%	16,352,663	6.9%
	事務費支出	15,980,829	6.4%	19,077,541	8.3%	13,577,279	5.8%
支出	支払利息支出	186,186	0.1%	217,434	0.1%	248,682	0.1%
	その他の支出	3,069,000	1.2%	5,357,000	2.3%	2,643,200	1.1%
	事業活動支出計(2)	226,565,867	90.6%	217,342,529	94.5%	208,801,808	88.5%
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	23,387,022	9.4%	12,706,235	5.5%	27,232,642	11.5%
	施設整備等補助金収入	179,000	0.1%	2,000,000	0.9%	0	0.0%
	施設整備等寄附金収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	設備資金借入金収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	施設整備等収入計(4)	179,000	0.1%	2,000,000	0.9%	0	0.0%
	設備資金借入金元金償還支出	7,632,000	3.1%	7,632,000	3.3%	7,632,000	3.2%
	固定資産取得支出	2,314,726	0.9%	582,670	0.3%	2,072,300	0.9%
等に	ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	施設整備等支出計(5)	9,946,726	4.0%	8,214,670	3.6%	9,704,300	4.1%
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	▲9,767,726	-3.9%	▲6,214,670	-2.7%	▲9,704,300	-4.1%
	横立資産取崩収入	1,089,970	0.4%	887,340	0.4%	0	0.0%
	拠点区分間繰入金収入	0	0.0%	0	0.0%	1,500,000	0.6%
	その他の活動収入計(7)	1,089,970	0.4%	887,340	0.4%	1,500,000	0.6%
	横立資産積立支出	14,569,160	5.8%	7,164,920	3.1%	18,949,840	8.0%
	拠点区分間繰入金支出	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	その他の活動による支出	76,509	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	その他の活動支出計(8)	14,645,669	5.9%	7,164,920	3.1%	18,949,840	8.0%
活動に	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	▲13,555,699	-5.4%	▲6,277,580	-2.7%	▲17,449,840	-7.4%
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)	63,597	0.0%	213,985	0.1%	78,502	0.0%
	前期末支払資金残高(12)	29,593,891		29,379,906		29,230,545	
	当期末支払資金残高(11)+(12)	29,657,488	11.9%	29,593,891	12.9%	29,309,047	12.4%

3 収益性 ※施設がいかに効率的な経営をしているか、また、それにより資金がいくら残ったかを示しています※

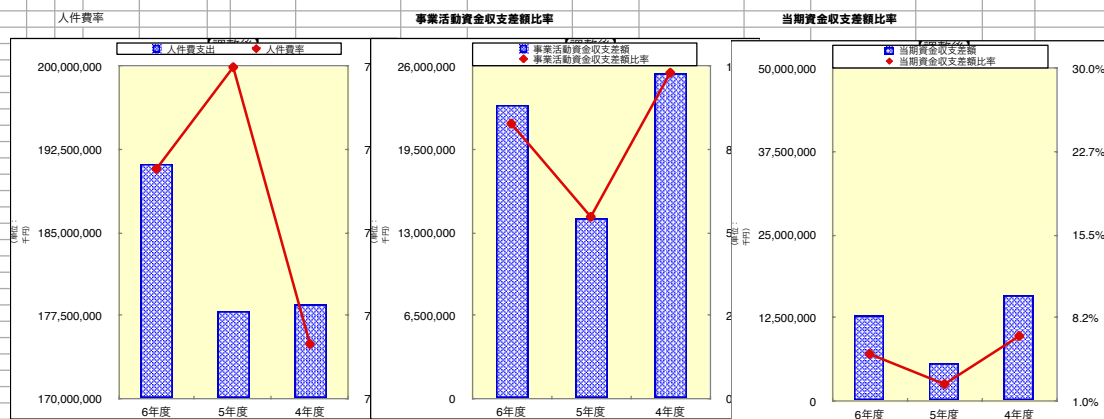
	6年度	比率	5年度	比率	4年度	比率
+	事業活動収入計(1)	249,952,889		230,048,764		236,034,450
+	退職給付引当資産取崩収入	1,089,970		887,340		0
+	施設整備費積立資産に充てた補助金収入	179,000		2,000,000		0
	【調整後】事業活動収入計 (A)	251,221,859		232,936,104		236,034,450
① 人件費率 (B)/(A)						
+	人件費支出	188,201,030		175,494,544		175,979,984
+	福利厚生費	1,266,928		900,023		825,130
+	職員被服費	0		0		0
+	退職給付引当資産支出	1,769,160		1,564,920		1,749,840
	【調整後】人件費計 (B)	191,237,118		177,959,487		178,554,954
② 事業活動資金収支差額比率 (C)/(A)						
+	事業活動資金収支差額(3)	23,387,022		12,706,235		27,232,642
+	退職給付引当資産取崩収入	1,089,970		887,340		0
▲	退職給付引当資産支出	1,769,160		1,564,920		1,749,840
+	施設整備費積立資産に充てた補助金収入	179,000		2,000,000		0
+	ファイナンス・リース債務の返済支出	0		0		0
	【調整後】事業活動資金収支差額 (C)	22,886,832		14,028,655		25,482,802
③ 当期資金収支差額比率 (D)/(A)						
+	当期資金収支差額合計(11)	63,597		213,985		78,502
▲	拠点区分間繰入金収入	0		0		1,500,000
+	拠点区分間繰入金支出	0		0		0
▲	その他の積立資産取崩収入	0		0		0
+	その他の積立資産積立支出	12,800,000		5,600,000		17,200,000
	【調整後】当期資金収支差額合計 (D)	12,863,597		5,813,985		15,778,502



事業活動収入に占める
人件費の割合を
より正確に示しています

事業活動で、
資金がいくら残ったかを
示しています

施設整備や
資金調達・返済を含めた
施設運営全体で、
資金がいくら残ったかを
示しています



④ 収支分岐点 事業活動において、収支が等しくなる（収支がトントンになる）収入がいくらであるかを示しています

<計算式>

$$\text{収支分岐点} = \frac{\text{固定費支出}}{1 - \frac{\text{変動費支出}}{\text{収入}}}$$

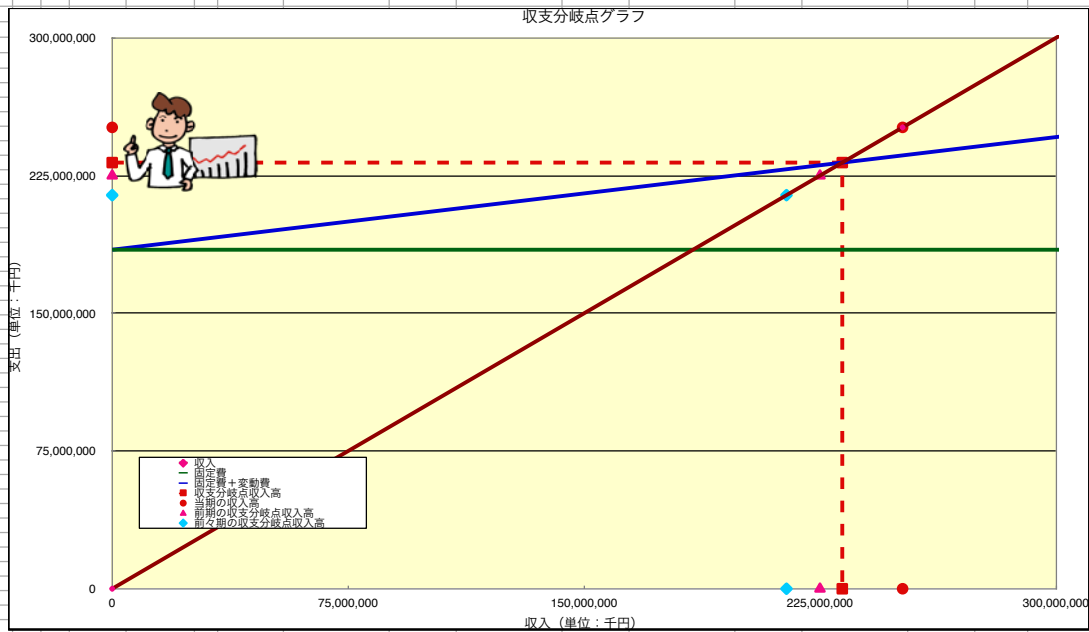
	6年度	5年度	4年度
【調整後】事業活動収入計（A）	251,221,859円	232,936,104円	236,034,450円
変動費	51,368,236円	46,200,558円	42,049,987円
固定費	184,598,791円	180,338,891円	176,133,661円
収支分岐点収入高	232,046,088円	224,956,841円	214,314,131円
収支分岐点比率	92.4%	96.6%	90.8%
1ヶ月当りの収支分岐点園児数	91名	91名	90名

※変動費には、園児の増減により変動する費用が含まれ、固定費には園児の増減により変動しない費用が含まれています。

例) 変動費・・・非常勤給与、派遣費、事業費など

固定費・・・常勤給与、業務委託費、保守料など

収支分岐点比率は、現在の収入高に対する収支分岐点収入高の比率をいい、低いほど効率的な経営ができていると考えられます



4 安全性 施設の財政状態の安全性を示しています

① 自己純資産比率 (E)-(G)-(H)/(F)	6年度	比率	5年度	比率	4年度	比率
純資産の部合計 (E)	364,550,816		360,224,927		364,629,336	
資産の部合計 (F)	438,539,826	53.1%	443,865,121	49.6%	451,892,370	47.9%
国庫補助金等特別積立金 (G)	131,570,091		139,884,073		148,382,572	
基本金 (H)	0		0		0	

資産に占める法人自身が蓄積した純資産の割合で比率が高いほど安全性が高くなります

② 支払余力と設備投資予定額の比較

+	当期末支払資金残高	29,657,488	固定資産減価償却累計額	178,276,163
+	積立資産額	128,543,000	(国庫補助金等特別積立金)	(75,704,788)
▲	設備資金借入金残高	▲ 41,340,000		
▲	リース債務残高	0		
	支払余力 *	116,860,488	設備投資予定額	102,571,375

※支払余力＝当期末支払資金残高＋積立資産額－設備資金借入金残高－リース債務残高

支払余力＞設備投資予定額であれば、将来の設備投資予定額のうち、現時点で必要とされる額を確保できていると考えられます

5 その他

① 園児及び職員の一人名あたり月額給食費

年間給食費	9,845,488円
年間延べ園児数	1,189名

園児給食費

8,280円

職員給食費

8,000円

園児給食費＞職員給食費である場合には、監査で指摘される可能性があるため、注意が必要です

小林会計事務所

点検・修繕項目			修繕区分		14	15	16	17	18	19	20	21		
部 位			部 材	○	●	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
建 築	外 部	直接仮設	足場等	-	設置							450		
		屋根	不燃シングル	塗装	全面改修							50		
			水切り金物	塗装	全面改修							●		
		雨樋	塩ビ製	塗装	取替							20		
		外壁・上げ表	コンクリート下地タイル貼り	補修	-									
			コンクリート下地、吹付(弾性タイル、弾性リシン)塗装	塗装	-							510		
			(外壁下地補修)	-	-									
		軒天	ケイカル板の上塗装、岩綿吸音板	塗装	塗装・取替							外壁塗装に含む		
		防水	屋上	アスファルト防水(保護コンクリート)	塗膜防水	-						420		
			パラペット	コンクリートの上塗膜防水、セメント板	-									
			バルコニー	塗膜防水(ウレタン)	保護塗装	全面改修						230		
			庇・笠木	モルタルの上塗膜防水	保護塗装	全面改修						バルコニーに含む		
			シーリング	打継目地、サッシ回り、配管回り、その他	打替え	-						150		
		床	ポーチ・玄関	透水性アスファルト	塗装・補修	-						80		
				インターロッキングブロック	補修	-								
			屋上(3階)	弾性舗装材	補修	取替						290		
			すのこ	木製(合成木)	一部取替	取替						60		
		銅製建具	アルミ、鋼材、ガラス、シール	部品交換	取替							20		
		屋外階段	コンクリート下地防滑性ビニル床シート	補修・貼替	-							30		
		屋上フェンス、バルコニー手すり等	スチール、塩ビ被覆パイプ、ポリカーボネート板	補修	塗装・交換							外壁塗装に含む		
		門扉・塀・フェンス	ステンレス、アルミ、コンクリートブロック基礎	補修	取替							50		
		掲示板・物干し金物等	アルミ	補修	取替							10		
		手足洗い、砂場、ビオトープ	コンクリート(又はCB)下地弾性保護材塗	(塗替)	下地補修・塗替							20		
		テント	可動式(手動)	補修	取替							60		
		鳥小屋(撤去)	コンクリート基礎、木造、亀甲金網、ポリカ屋根	-	-									
	内 部	床	フローリング(ムク)	塗装	貼替		210					20		
			フローリング(複合)	塗装	貼替									
			ビニル床シート	一部貼替	貼替		20					20		
			合成畳	(裏返し)	取替		20							
			タイル	補修	-									
		壁	ボードの上ビニールクロス	一部貼替	貼替		80							
			化粧フレキシブルボード	一部貼替	貼替		50							
			しっくい塗(生石灰クリーム)	補修	塗替え		30							
			木部(腰壁)	塗装	貼替		30							
		天井	岩綿吸音板、化粧石膏ボード、化粧フレキシブルボード	補修	貼替		30							
		建具・家具類・手すり等	木部の上塗装、ポリ板	塗装・補修	補修・交換		210							
設 備	電 気	引込み、受変電、幹線	開閉器・分電盤	(点検)	取替									
			配線・配管	-	取替									
		電灯・コンセント	照明器具、スイッチ、コンセント	(点検)	取替		20					1400		
		TV、TEL、情報機器	音響機器、電気錠等	-	取替									
		消防設備、警察設備	自動火災報知機、通報装置、110番通報設備、消火器	(点検)	取替									
		機械警備設備	防犯カメラ、センサー、操作盤	(点検)	取替									
		電気式床暖房	コントローラー、配線	-	取替									
		太陽光発電	パネル、機器、配線	部品交換	取替							1060		
		風力発電(撤去)	機器、配線	-	-									
	機 械	給水	水栓類	-	取替		30							
			配管	-	取替									
		排水・通気	配管	-	取替									
		給湯	給湯器	本体	補修	取替								
			温水器	本体	補修	取替								
		ドライミスト	機器、配管	(点検)	(取替)									
		雨水利用	機器、ポンプ	点検	取替		80							
		衛生器具	機器	補修	取替		30							
		厨房設備	機器	-	取替		30							
		ガス設備	配管類	点検	取替									
		空調・換気設備	空調機器	点検	取替		1080							
			換気扇	点検	取替		260							
		オゾン		(点検)	(取替)		50							
		エレベーター	カゴ、駆動部	(点検)	取替									
修繕費用目安各年計 (単位:万円)					0	2,270	0	0	0	0	4,950	0		
修繕費用目安累計 (単位:万円)					0	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	7,220	7,220		
修繕積立各年計 (単位:万円)					300	300	300	300	300	300	300	300		
修繕積立累計 (単位:万円)					3,300	3,600	3,900	4,200	4,500	4,800	5,100	5,400		
修繕費用と修繕積立の差額 (単位:万円)					3,300	1,330	1,630	1,930	2,230	2,530	-2,120	-1,820		

建築後の経過年数（年）																						備 考 （修補履歴等）
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	
2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	
0 3,870 0 0 160 300 100 0 450 0 3,570 0 0 4,790 0 0 0 160 3,070 1,400 0 0 0																						
7,220 11,090 11,090 11,090 11,250 11,550 11,650 11,650 12,100 12,100 15,670 15,670 15,670 20,460 20,460 20,460 20,460 20,620 23,690 25,090 25,090 25,090 25,090																						
300 300																						
5,700 6,000 6,300 6,600 6,900 7,200 7,500 7,800 8,100 8,400 8,700 9,000 9,300 9,600 9,900 10,200 10,500 10,800 11,100 11,400 11,700 12,000																						
-1,520 -5,090 -4,790 -4,490 -4,350 -4,350 -4,150 -3,850 -4,000 -3,700 -6,970 -6,670 -6,370 -10,860 -10,560 -10,260 -10,120 -12,890 -13,990 -13,690 -13,390 -13,090																						

点検・修繕項目			修繕区分		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
部 位	部 材		○	●	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
建 築	屋根	ガルバリウム鋼板葺き	塗装	葺替											
	笠木	アルミ既製品	-	取替											
	雨樋	塩ビ製	補修	取替				40							
	外 壁	レッドシダー貼り	塗装	一部貼替				270						270	
		サイディングの上、塗装	塗装	-				280							
		コンクリート打放	塗装	-				60							
		足場	-	設置				560						180	
	軒天	ケイ酸カルシウム板塗装	塗装	-				80							
	破風・軒天	木製	塗装	部分取替				140						140	
	防水	室外機置場	露出塗膜防水	塗装	全面改修			70							
		バルコニー	露出塗膜防水	塗装	全面改修			20							
		物見塔	露出FRP防水	塗装	全面改修			30							
	すのこ(テラス・濡れ縁)	木製(アフリゼリア)	塗装	取替				330						240	
	床	コンクリート	補修	-				20							
	鋼製建具	アルミ・鋼製	部品交換	取替				40							
	手すり	アルミ製、木製	塗装	取替				20							
	物干し金物等	焼付塗装、アルミ	補修	取替				30							
	門扉・塙・フェンス等	コンクリート打放	塗装	-				20						20	
		アルミ、鋼製塗装、木部塗装	-	取替				20						20	
	塙等	木製、塗装	塗装	取替	○			30						30	
	手足洗い場、地流し	コンクリート製、ウレタン塗装	塗装	全面改修				40						20	
内 部	床	複合フローリング	塗装	一部貼替											
		無垢フローリング	塗装	一部貼替											
		ビニル床シート	塗装	貼替				30						30	
		合成畳	表替え	取替				30						20	
	壁	タイル	-	一部貼替											
		壁紙	一部貼替	貼替				130							
		塗り壁	補修	一部塗装				70							
		シナ合板	補修	一部貼替				60						60	
	天井	化粧ケイ酸カルシウム板/フレキシブルボード	塗装	一部貼替				60							
		化粧石膏ボード	塗装	一部貼替				30							
		岩綿吸音板	塗装	一部貼替				60							
		シナ合板、化粧梁・柱含む	補修	一部貼替				30							
		化粧フレキシブルボード	塗装	一部貼替				30							
		壁紙	一部貼替	貼替				20							
		建具・家具類・手すり等	木部の上塗装、ポリ板	塗装	一部取替			40						40	
設 備	電気設備	開閉器・分電盤・配線・配管	塗装	取替	20			20				20			
		照明器具	点検	取替		20						1040			
		非常用照明	(点検)	取替		160								160	
	TV、TEL、情報・通信設備	テレビ・電話・インターホン・電気錠・放送設備	-	(取替)											
	火災報知設備	受信機・警報装置	-	取替											
	防犯設備・110番通報設備	パネル、機器、配線	-	取替											
	太陽光発電	パネル、機器、配線	一部取替	取替		340									
	給排水設備	給水管・給湯管	-	取替											
		給湯器・温水器	-	取替								450			
		排水管・トラップ	-	取替											
		水栓金具、洗面器、便所、流し台等	補修	取替				110							
	空調・換気設備	空調機器	-	取替											
		換気扇、フード、給気口	-	取替											
		扇風機	-	(取替)											
	ガス設備	ガス管	-	取替											
	厨房設備	-	補修	取替				40							
	雨水利用	機器、ポンプ	-	取替								100			
	温水式床暖房	床暖房用給湯器	-	取替								230			
	消火設備	屋内消火栓設備	-	取替		40									
	小荷物昇降機	-	-	取替											
修繕費用目安各年計 (単位:万円)					20	560	0	2,840	0	0	0	2,040	0	1,210	0
物価上昇率 (見直し時を1.0とする)					1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
消費税 (単位:万円)					2	45	0	284	0	0	0	204	0	121	0
修繕費用目安累計 (単位:万円)					22	626	626	3,750	3,750	3,750	3,750	5,994	5,994	7,325	7,325
修繕積立各年計 (単位:万円)					300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
修繕積立累計 (単位:万円)					1,860	2,160	2,460	2,760	3,060	3,360	3,660	3,960	4,260	4,560	4,860
修繕費用と修繕積立の差額 (単位:万円)					1,838	1,534	1,834	-990	-690	-390	-90	-2,034	-1,734	-2,765	-2,465

(万円)

建築後の経過年数(年)																			備考 (修繕履歴等)
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	
				560												1920			
				40												40			
				1130						270						370			6年に1回塗装
				280												280			
				60												60			
				560						180						180			
				80												80			
				220						140						140			6年に1回塗装
				250												70			
				40												20			
				110												30			
				330						240						340			6年に1回塗装
				20												20			
				40												1540			
				20												20			
				30												30			
				20												230			
				140						30						30			6年に1回塗装
				40						20						40			
				150															
				40															
				180						30						30			
				30						20						30			
				30															
				210												130			
				200												70			
				70						60						60			
				100												90			
				40												30			
				110												60			
				450												30			* 内部足場含む
				60												30			
				30												20			
				40						480						40			
20				20				20		980						20			
20						20				1040									
								160											
()																			リース品
370																			
160																			(防犯カメラは別途)
2240																			
				260						340									(パワコン取替)
										450									
				110												880			
										()						670			リース品
										200									
																280			
				40												()			リース品
										100									
										230									
										40									
																410			
0	2,850	0	0	0	6,150	0	20	0	180	0	4,860	0	0	0	0	0	8,650	0	0
0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
0	285	0	0	0	615	0	2	0	18	0	486	0	0	0	0	0	865	0	0
5	10,460	10,460	10,460	10,460	17,225	17,225	17,247	17,247	17,445	17,445	22,791	22,791	22,791	22,791	22,791	32,306	32,306	32,306	
0	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
0	5,160	5,460	5,760	6,060	6,360	6,660	6,960	7,260	7,560	7,860	8,160	8,460	8,760	9,060	9,360	9,660	9,960	10,260	10,560
5	-5,300	-5,000	-4,700	-4,400	-10,865	-10,565	-10,287	-9,987	-9,885	-9,585	-14,631	-14,331	-14,031	-13,731	-13,431	-13,131	-22,346	-22,046	-21,746

社会福祉法人の財務分析指標・計算式一覧

1 平均値を公表している指標（番号は「下記2指標の解説」の番号と対応）

法人単位 の平均値	1. 流動比率 2. 純資産比率 3. 固定長期適合率 4. 人件費・委託費比率 6. 経常増減差額率 8. 事業活動資金収支差額率
拠点区分単位 の平均値	1. 流動比率 2. 純資産比率 3. 固定長期適合率 4. 人件費・委託費比率 5. 労働分配率 6. 経常増減差額率 7. サービス活動収益対運営資金借入金比率 8. 事業活動資金収支差額率 9. 借入金償還余裕率 10. 債務償還年数 11. 事業費比率 12. 事務費比率

2 指標の解説

番号	指標の視点	財務指標名	計算式	財務指標の解説
1	短期安定性	流動比率	$\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100 (\%)$	【流動負債に対する流動資産の割合】 流動負債は短期的な支払義務を表し、流動資産は短期的に資金化できる支払手段を表す。本指標は、短期支払義務に対する支払能力を示す指標であり、その値が高いほど、短期的な支払能力が高いことを意味する。 流動資産には、直ちに支払手段として用いることができない資産が含まれるため、短期的な支払能力を判定する観点からは、一般的に本指標の値が200%以上であることが望ましいと考えられる。値が100%を下回るときは、短期支払義務に対する支払能力が不足しており、短期安定性を欠いていることが想定される。 本指標を見る上では、流動資産の構成比に留意する必要がある。流動負債に対する手許現金預金の割合を表す「当座比率」も併せて分析することが望まれる。
2	長期持続性	純資産比率	$\text{純資産} \div \text{資産の部合計} \times 100 (\%)$	【総資産に占める純資産の割合】 借入金など負債に対する安全度を見る指標であり、本指標の値が高いほど、負債の支払負担が小さく、長期持続性が高いことを意味する。 長期にわたり収益性が悪化している法人や施設整備等に関して借入金依存度が高い法人は、本指標の値が低くなるが、この場合、その値が高い法人に比して長期持続性の点で課題を抱えている可能性がある。 社会福祉施設を運営する社会福祉法人においては、法人存立の基礎となる資産（基本財産）の取得は、原則として寄附を原資とするが、寄附金は、純資産の部の基本金に計上される。また建物や主要な設備等に対する補助金は、純資産の部の国庫補助金等特別積立金に計上され、企業会計のように取得時に国庫補助金の圧縮記帳をしないため、本指標の値は高くなる。 本指標の値が高い場合であっても、国庫補助金等特別積立金の占める割合が高い場合があり、長期持続性の観点からは、今後の大規模改修等に対する補助制度の見直しなどを考慮して、更新資金の計画的な積立てが確保されているかについて、追加分析を行うことが望ましい。

番号	指標の視点	財務指標名	計算式	財務指標の解説
3	長期持続性	固定長期適合率	固定資産÷（純資産＋固定負債）×100（％）	【純資産及び固定負債に対する固定資産の割合】 固定資産の整備に関わる資金調達のバランスを示す指標であり、本指標の値が低いほど、長期持続性が高いと言える。 社会福祉法人は、原則として事業の実施に必要な土地、建物は自己所有が求められる。土地に投下された資金は、その回収が予定されるものではないため、返済不要な資金によって賄われることが望ましく、また、建物その他の設備は減価償却を通じて資金留保される性質であるため、更新資金の確保には長期間を要する。 したがって、土地、建物等、設備の整備に要する資金は、寄附金、補助金、積立資産等の返済不要な資金によって確保するか、返済するとしても、設備資金借入金のように長期間にわたって返済する資金によることが望ましい。 固定資産が、返済不要な資金又は長期間にわたって返済する資金により賄われているかどうかについて、本指標の値が100％以下であることが判定の目安となる。
4	費用合理性	人件費・委託費比率	（人件費＋業務委託費）÷サービス活動収益計×100（％）	【サービス活動収益に対する人件費と業務委託費の合計の割合】 社会福祉事業は一般に労働集約型であるため、人件費割合が大きくなる傾向にあり、本指標の値の多寡が収益性に大きく影響する。 人件費の多寡は、職員数と給与水準に依存する。給与水準には、法人の職員待遇の状況が反映されるが、地域性の影響も受ける。人件費は固定費としての性格が強いので、サービス活動収益の増減によって本指標の値が変動することにも留意が必要である。 適切な福祉サービスを提供する上で、適切な人員配置と適正な報酬水準確保は不可欠であるため、一概に低い比率が望ましいとは言えないが、安定的な経営のためには固定費に関する比率である本指標の値を一定水準以下に抑える必要がある。 本指標の値が高い水準にあり収益性が悪化している場合には、過剰人員となっている可能性がある。その要因としては、定員に対する職員配置が適切ではない、又は稼働率が低いためにサービス活動収益が人件費に見合う水準となっていないことが考えられる。これらの状況が恒常的要因によるものであり、法人事業の継続性を著しく害すると考えられる場合、人員配置等の見直しが必要となり得る。 なお、小規模法人においては、規模の利益（業務の効率性）が得られない結果、本指標の値が高水準となる傾向がある。また、各事業の制度の改定時、職員配置や処遇の見直しを通じて人件費の適正化が図られることがあるため、制度改定前後の推移を見る際は、そのような背景にも留意が必要である。 施設業務のうち福祉サービスに直接関わらないものについては、給食業務などが外部委託されることがある。その場合、当該業務の外部委託の有無によって「人件費比率」が変わり得ることから、「人件費比率」を補完し比較可能性を確保するため、本指標の値を見ることが有用である。
5	費用合理性	労働分配率	（人件費＋福利厚生費）÷〔（サービス活動収益計－経常経費寄附金収益）－（事業費＋業務委託費＜事務費＞＋減価償却費＋△国庫補助金等特別積立金取崩額）〕×100（％）	【法人の限界利益に対する人件費の占める割合】 費用合理性を判断するための指標の一つで、法人の限界利益（限界利益とは、売上高から変動費を引いたもの、または、固定費＋利益）に対する人件費の占める割合を表す指標である。 労働分配率が100％を超えると、限界利益以上の人件費が支出されていることになり、固定費の増大による恒常的な赤字を生じる可能性が高くなるため、決算書の分析を行い、原因を把握する必要がある。 事業の性質から、経費のうち人件費の占める割合が高くなる法人もある。しかし、当該法人の経営する施設において、手厚いサービスが提供されており、法人の経営が安定しているなど、労働分配率が高くても問題のない場合も多くあると考えられる。 このため、この指標については、法人の中長期的な人員配置計画等との整合性を図って、法人内で適正な人件費管理を行っていくための目安として活用することが大切である。

番号	指標の視点	財務指標名	計算式	財務指標の解説
6	収益性	経常増減差額率	経常増減差額÷サービス活動収益計×100 (%)	【サービス活動収益に対する経常増減差額の割合】 社会福祉法人の主目的は利益獲得ではないが、安定的・継続的に福祉サービスを提供するためには、一定の収益性を確保することが重要となる。本指標は、法人の収益性を理解する上での基本的な指標である。 本指標の値がマイナスとなる場合、将来的な財務状況の悪化につながることによって法人経営の安定性を損なうおそれがあり、赤字の要因を収益・費用の両面から分析する必要がある。 要因分析の方法として、例えば、以下が考えられる。 ・収益面：入所率（稼働率）等の状況に留意するとともに、制度改定時における単価の改定が及ぼす収益性の変化を観察する。 ・費用面：「人件費比率」、「事業費比率」等の費用の合理性に関する各指標を検討する。
7	借入割合	サービス活動収益対運営資金借入金比率	$\frac{\text{（短期運営資金借入金＋役員等短期借入金＋1年以内返済予定長期運営資金借入金＋1年以内返済予定役員等長期借入金＋長期運営資金借入金＋役員等長期借入金）}}{\text{（サービス活動収益計－経常経費寄附金収益）}} \times 100 (\%)$	【正味のサービス活動収益に対する運営資金借入金の占める割合】 事業活動収入に対して、運転資金借入金の比率を測る指標である。この比率が大きいほど、事業活動収入に対する返済割合が増大し、それに伴い資金繰りが悪化する恐れがある。この場合、中長期の収支を予測し、運転資金の借入額と返済計画を精査し、返済の実現可能性を再チェックすること等の検討が必要と考えられる。
8	資金繰り	事業活動資金収支差額率	事業活動資金収支差額÷事業活動収入計×100 (%)	【事業活動収入に対する事業活動資金収支差額の割合】 当年度の事業活動による資金収入と資金支出のバランスを示す指標であり、資金の獲得能力を表す。事業活動資金収支差額は借入金返済及び将来投資に向けた資金準備の原資となるため、本指標の値はプラスであることを要する。 社会福祉法人は、事業活動資金収支差額によって、借入金の償還、固定資産取得（設備更新を含む。）の資金準備、積立預金の計上等を進めていくため、事業活動資金収支差額の多寡は、法人の事業継続性に大きく影響する。 本指標の値がマイナスとなる場合、期末支払資金残高の取崩しを来し、このまま推移すると資金繰りに窮する可能性がある。その場合、一時的な要因によるものか、恒常的な要因によるものか調査・検討が必要である。特に、本指標の値が2期続けてマイナスのときは、恒常的に事業活動支出が事業活動収入を上回っている状態となっている可能性があり、事業の継続性が危ぶまれる事態と考えられる。当期末支払資金残高を事業活動資金収支差額の赤字金額で除して支払資金の残存年数を算定し、資金収支に改善が見られない場合の事業継続可能年数を概算することも有用である。
9	資金繰り	借入金償還余裕率	$\frac{\text{借入金元利払額（※）}}{\text{事業活動資金収支差額}} \times 100 (\%)$ ※ 借入金元利払額＝ （支払利息支出－借入金利息補助金収入）＋（設備資金借入金元金償還支出－設備資金借入金元金償還補助金収入）＋ファイナンス・リース債務の返済支出＋長期運営資金借入金元金償還支出	【事業活動資金収支差額に対する借入償還額及び利子支払額の割合】 法人にとっての元金返済の負担の大きさを示す指標である。事業活動によって生み出す資金から元金返済額を賄えているかどうか、安定的に資金繰りが行われているかどうかの参考となる。 本指標の値が100%を上回る場合、事業活動による獲得資金で元金払いが賄えていないことを表し、財務安定性に問題が生じている可能性がある。一時的な要因によるものか、恒常的な要因によるものか、調査・検討が必要である。

番号	指標の視点	財務指標名	計算式	財務指標の解説
10	資金繰り	債務償還年数	借入金残高合計（※）÷ 事業活動資金収支差額 （年） ※ 借入金残高合計＝短期 運営資金借入金＋役員 等短期借入金＋1年以内 返済予定設備資金借入金 ＋1年以内返済予定長期 運営資金借入金＋1年以 内返済予定リース債務＋ 1年以内返済予定役員等 長期借入金＋設備資金借 入金＋長期運営資金借入 金＋リース債務＋役員等 長期借入金	【事業活動資金収支差額に対する期末の借入金残高割合（返済可 能期間とも呼ばれる）】 当期の資金収支差額を基準とした場合に、法人の借入金残高 を事業活動資金収支差額で完済するために必要と考えられるお およその期間を示す指標であり、借入金の償還能力を表す。年 数が短いほど、償還能力が高いと言える。 企業の財務分析において、銀行等貸付機関が法人の財務力を見 る上で重視する指標であり、例えば、初期資金を多額の借入 れにより調達する不動産賃貸業では10年から20年が一般的と 言われている。 本指標の値が主要設備の残存耐用年数に比して著しく大きい 場合や、後述の「固定資産老朽化率」が高いにもかかわらず、 本指標の値が他法人よりも大きい場合は、借入金残高と資金収 支のいずれか又は両方に課題が生じていることが考えられる。 貸借対照表の金融資産残高と借入金残高を比較し、償還資金が 確保されているかを検討することもある。
11	費用合理性	事業費比率	事業費÷サービス活動収 益計×100（％）	【サービス活動収益に対する事業費の割合】 事業費は、給食（材料）費や介護用品費など、施設利用者への 福祉サービスの提供に直接要する経費を表し、サービス活動収 益の増減に影響される変動費としての性格を有する。 本指標の値の多寡は、法人の提供する福祉サービスの特性に 影響を受ける。例えば、介護用品を多く要する事業を営む場 合、本指標の値は高くなる。事業費は福祉サービスに直接関わ る費用であるため、一概に低く抑えることはサービスの質の低 下につながり望ましくないが、他の費用指標と併せて、全体の 費用構成によって事業経営上の資源配分に関する特性を理解す るとともに、収益性の要因分析の観点から値の多寡と推移を分 析することが有用である。
12	費用合理性	事務費比率	事務費÷サービス活動収 益計×100（％）	【サービス活動収益に対する事務費の割合】 事務費は、修繕費、業務委託費、賃借料及び土地・建物賃借 料など、法人・施設の運営に要する一般管理費的な経費（人件 費を除く。）を表す。 本指標の値の多寡は、外部委託の利用や設備等の賃借の状 況、施設老朽化の度合いによる修繕費負担の大きさ等に影響を 受ける。他の費用指標と併せて、全体の費用構成によって事業 経営上の資源配分に関する特性を理解するとともに、収益性の 要因分析の観点から値の多寡と推移を分析することが有用であ る。
参考	資産合理性	固定資産 老朽化率	減価償却累計額÷有形固 定資産（土地を除く。） 取得価額×100（％） ※ 有形固定資産（土地 を除く。）＝建物（基本 財産）、建物（その他の 固定資産）、構築物、機 械及び装置、車両運搬 具、器具及び備品、建設 仮勘定、有形リース資産	【有形固定資産（土地を除く。）の取得価額に対する減価償却累 計額の割合】 社会福祉法人の有する施設整備の老朽化状況を示す指標であ る。 建物等の有形固定資産は、耐用年数に応じて減価償却が実施 され、施設建設時や設備取得時から年月が経過すればするほ ど、本指標の値は高くなる。特別養護老人ホーム等の多額の設 備投資が必要なサービスを展開している社会福祉法人におい て、特に重要性の高い指標である。 本指標の値が高い場合、建物等の設備の老朽化が進み、設備 更新の必要性が高まっている可能性がある。「正味金融資産 額」や「積立率」等を併せて確認することで、将来の設備更新 に必要な資金が確保されているかを検証することが可能とな る。

（注）財務指標の計算式及び解説は、5番及び7番の指標は以下の①を、それ以外の指標は②を出典としている。

- ①平成23年3月東京都社会福祉法人経営適正化検討会「社会福祉法人の経営適正化に向けて～社会福祉法人が提供
する福祉サービスを利用者が安心して、持続的に利用できるために～」
- ②平成26年7月24日非営利法人委員会研究報告第27号日本公認会計士協会「社会福祉法人の経営指標～経営状況
の分析とガバナンス改善に向けて～」

